

第 13 編 資料編

防災関係機関及び関係条例

資料 1 防災関係機関一覧表

県関係

名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
長野県庁	長野市南長野字幅下 692-2	026-232-0111	
松本地域振興局	松本市島立 1020	47-7800	総務課 47-7821
松本建設事務所	松本市島立 1020	47-7800	
松本保健福祉事務所	松本市島立 1020	47-7800	
長野県消防防災航空センター	松本市空港 9030	85-5511・5512	
松本農業農村支援センター	松本市島立 1020	40-1917	

国関係

中部森林管理局中信森林管理署	松本市島立 1256-1	47-4751	
松本労働基準監督署	松本市島立 1696	48-5693	
長野国道事務所松本国道出張所	松本市芳野 7-18	25-5752	
長野地方気象台	長野市箱清水 1-8-18	026-232-3773	

広域消防局

松本広域消防局	松本市渚 1-7-12	25-0119	
松本広域消防局山形消防署	山形村下竹田 5997-3	98-4455	

警察

塩尻警察署	塩尻市宗賀桔梗ヶ原 73-305	54-0110	
朝日村駐在所	朝日村小野沢 1327-7	99-2066	

自衛隊

陸上自衛隊松本駐屯地第13普通科連隊本部	松本市高宮西 1-1	26-2766	
----------------------	------------	---------	--

輸送

東日本旅客鉄道塩尻駅	塩尻市大門 8-9-1	52-0079	
日本貨物鉄道関東支社長野支店	長野市栗田源田窪 992-6	026-266-7230	
アルピコ交通(株)	松本市井川城 2-1-1	26-7311	
日本通運松本支店	松本市出川町 1-3	26-3311	

通信

N T T 東日本長野支店 災害対策室	長野市新田町 1137-5	026-225-4389	
------------------------	---------------	--------------	--

郵便

今井郵便局	松本市今井 1331-2	59-2004	
朝日郵便局	朝日村小野沢 258-3	99-2042	

電力

中部電力パワーグリッド 松本支社	松本市埋橋一丁目 5-3	0120-984-565	カスタマーセ ンター
東京電力パワーグリッド 新信濃変電所	朝日村古見 2869-12	99-2502	

その他関係機関

日本赤十字長野県支部	長野市南県町 1074	026-226-2073	
長野県赤十字血液センター 松本公園通り出張所	松本市中央 1-8-11	37-1600	
松本広域森林組合	塩尻市大門 6-4-36	54-1687	
朝日村商工会	朝日村古見 1300-5	99-2551	
松本ハイランド農協 朝日支所	朝日村小野沢 250	99-2300	
中信平右岸土地改良区	松本市今井 2227-1	59-2206	
朝日村観光協会	朝日村古見 1286	87-1935	

報道・放送関係

名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
NHK松本支局	松本市深志 3-10-3	33-4700	32-9897
信越放送(株)松本放送局	松本市深志 3-7-13	32-3813	32-3813
長野放送中南信支社	松本市深志 1-2-11	32-9230	36-6317
テレビ信州松本支社	松本市丸の内 4-18	36-2002	36-5320
長野朝日放送(株)中南信支社	松本市深志 2-5-26	37-0100	32-5005
長野エフエム放送(株)	松本市本庄 1-13-5	33-4400	33-4401
しおじりコミュニティ放送(株)	塩尻市大門 3-1-1	88-4033	88-4032
信濃毎日新聞社松本本社	松本市宮田 2-10	25-2151	27-2050
市民タイムス	松本市島立 800	47-7777	47-2422
テレビ松本ケーブルビジョン	松本市里山辺 3044-1	35-1008	36-4001

資料 2 朝日村防災会議条例

昭和 38 年 6 月 29 日 条例第 8 号
改正 平成 5 年 6 月 28 日条例第 24 号
平成 8 年 12 月 20 日条例第 20 号
平成 12 年 4 月 1 日条例第 20 号
平成 25 年 3 月 21 日条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、朝日村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 朝日村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によるその権限に属する事務(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、村長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
- (2) 長野県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
- (3) 長野県警察の警察官のうちから村長が任命する者
- (4) 松本広域消防局消防局長
- (5) 村長がその部内の職員のうちから指命する者
- (6) 教育長
- (7) 消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
- (9) 自主防災会を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者

6 委員の定数は 30 人以内とする。

7 第 5 項第 8 号及び 9 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、朝日村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、村長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任される。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事の他防災会議の運営に関し、必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成 5 年 6 月 28 日条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成 8 年 12 月 20 日条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成 12 年 4 月 1 日条例第 20 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 25 年 3 月 21 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 3 朝日村災害対策本部条例

昭和 38 年 6 月 29 日条例第 9 号

改正 平成 25 年 3 月 21 日条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき朝日村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成 25 年 3 月 21 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

広域相互応援関係

資料 4 長野県消防相互応援協定書

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 39 条の規定に基づき、長野県内に消防本部を置く市町村の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に市町村等（消防事務を他の市に委託している市町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して相互の応援をすることにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とする。

(地域区分)

第 3 条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

(代表消防機関の設置及び任務)

第 4 条 この協定による相互の応援を円滑に実施するため、別表に掲げる地域ごとに地域代表消防機関を置き、さらに地域代表消防機関を統括するための総括代表消防機関を置く。

- 2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、各消防長の協議により行う。
- 3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 総括代表消防機関及び当該地域内市町村等との連絡調整及び情報交換に関すること。
 - (2) 当該地域内の応援可能な消防隊などの把握に関すること。
 - (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。
- 4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 長野県及び地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
 - (2) 長野県内の応援可能な消防隊などの把握に関すること。
 - (3) 応援の要請時における長野県内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。
 - (4) 緊急消防援助隊を受援した場合、関係機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

第 2 章 相互応援

(応援の種別)

第 5 条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消防応援 消防隊による応援
- (2) 救助応援 救助隊による応援
- (3) 緊急応援 救急隊による応援
- (4) その他の応援 上記以外の応援

(応援要請)

第 6 条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長から電話その他の方法により、災害の規模等に応じて、次の各号の区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して行い、事後速やかに要請書を提出する。

- (1) 第 1 要請 当該市町村等が隣接する市町村等に対して行う応援要請

- (2) 第2要請 当該市町村等が属する別表の地域内の他の市町村に対して行う応援要請（第1要請を除く。）
- (3) 第3要請 当該市町村等が属する別表の地域外の市町村等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）
- 2 応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行う。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、統括代表消防機関及び応援側の地域代表消防機関を経由して行う。
- 4 自衛隊に対して応援要請したときは、要請側の消防長は、地域代表消防機関及び総括代表消防機関へ通報する。

（応援隊の派遣）

- 第7条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の消防長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。
- 2 応援側の長は応援隊を派遣するときは、要請側の長に対してその旨を通知する。この場合において、前条第3項の規定により経由することとされている各代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知する。
- 3 市町村等の長は、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができる。ただし、この場合は災害発生の市町村等の長に連絡するとともに、地域代表消防機関に通報する。

（応援隊の指揮）

- 第8条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動する。この場合において、被災地で消防活動を行うその他の応援隊と緊密に連携する。

第3章 経費負担

（応援経費等の負担）

- 第9条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

- ア 応援出動した隊員の旅費及び諸手当
- イ 応援出動した隊員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
- ウ 応援出動した際に破損した機械器具等の修理に要した経費
- エ 消防活動に要した消火剤
- オ 燃料及び給食等に要する経費
- カ 前アからオに掲げるもののほか応援出動に要した経費

(2) 要請側の負担する経費等

- 応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定による損失補償及び同法第36条の3第1項の規定による損害補償費

（損害補償）

- 第10条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる費用は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害補償に要する費用については、応援側の負担とする。
- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償金
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償金
- 2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を排除した額とする。

第4章 協議

（協議）

- 第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要もしくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定める。

(補則)

第 12 条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

この協定は、平成 8 年 2 月 14 日から施行する。

(長野県広域消防相互応援協定の廃止)

- 1 法第 21 条の規定により、県内を 10 ブロックに編成して昭和 4 1 年に各ブロックごとに締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書 18 通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

附 則 (平成 18 年 9 月 1 日一部改正同意)

この協定は、公布の日から施行し、平成 18 年 9 月 1 日から適用する。

(別表)

区分	市町村等
北信地域	長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東信地域	上田地域広域連合 佐久広域連合
中信地域	松本広域連合 北アルプス広域連合 木曾 広域連合組合
南信地域	諏訪広域行政組合 伊那消防組合 伊南行 政組合 南信州広域連合

資料5 長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定める。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによる。

(代表市町村の設置等)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置く。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定める。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医療品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等の必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3) その他

- ア 避難所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受入れ
- エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付する。

(1) 被害の状況

(2) 応援を要請する内容

- ア 物資・資機材の搬入
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
- イ 人員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
- ウ その他、必要な事項

(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入

手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行う。

- 2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整の上自主的に応援活動を実施する。
- 3 前2項の規定に関わらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣する。
- 4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行う。
- 5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行う。
- 6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。
- 7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣する。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

- 2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。
- 4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。
ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。
- 5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

（情報交換）

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換する。

（訓練の参加）

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努める。

（防災体制の強化等）

- 第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図る。
- 2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

（補則）

第10条 この協定の実施に関して必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則 （施行期日）

- 1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。
(協定の成立)
- 2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則
この協定は、平成23年12月16日から施行する。

(別記1)

ブロック名	代表市町村	構成市町村
佐久	佐久市	小諸市・佐久市・小海市・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木曾	木曾町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村
松本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別記2)

被災ブロック	応援するブロック
佐久	上小
上小	佐久
諏訪	上伊那 木曾
上伊那	諏訪 飯伊
飯伊	上伊那 木曾
木曾	飯伊 諏訪
松本	長野
大北	北信
長野	松本
北信	大北

資料6 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
- (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3) 応援要請内容の所属広域行政圏構成市町村及び他の代表市町村への仕分け(コーディネーター)
- (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5) 応援活動等に関する県との連絡調査
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、これを代行する市町村を他の構成市町村が協議の上、決定する。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、隣接広域行政圏の代表市町村が協議の上、これを代行する。

(応援要請の手続)

第3条 被災市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請する。

- (1) 要請は原則として所属広域行政圏の代表市町村に行う。
- (2) 所属広域行政圏の代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該広域行政圏の他の構成市町村に要請する。
- (3) 所属広域行政圏の大半が同時被災しているおそれがある場合は、隣接する広域行政圏の代表市町村に要請する。

2 被災市町村所属広域行政圏の代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該広域行政圏の構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請する。

(応援実施の手続)

第4条 被災市町村以外の市町村は、被災市町村から直接要請を受けた場合のほか、被災市町村から要請を受けた代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合においても、被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施する。

2 被災市町村の属する広域行政圏の代表市町村は、応援構成市町村及び他の代表市町村長と連絡調整し、要請事項及び搬入、派遣などに要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付する。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を公布する。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付する。

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合には、被災市町村との連絡確保に努め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動する。

(経費の負担)

第8条 応援職員の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告する。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2) 備蓄物資、資機材一覧表
- (3) その他応援に必要な情報

附則

- 1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この実施細則の改正は、代表市町村連絡会議において決定する。
- 3 この実施細則の改正は、県内全市町村長の同意書をもって証ずる。

資料 7 災害時における朝日村及び郵便局の協定に関する協定書

朝日村（以下「甲」という。）、朝日郵便局（以下「乙」という。）及び今井郵便局（以下「丙」という。）は、朝日村内に災害が発生した場合において、甲、乙及び丙が相互に協力し、必要な災害対策を効果的かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協定内容）

第2条 甲、乙及び丙は、朝日村内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便、為替貯金、簡易保険の郵政事業に関わる災害特別事務取扱及び援護対策並びに避難所への郵便差出箱の設置
- (2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資の収集場所等としての提供
- (3) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の救助用小包集積場所として提供
- (4) 甲、乙及び丙が収集した被災村民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（協力の実施）

第3条 甲、乙及び丙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性にかんがみ、協力するように努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 前条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他特段の定めがあるものを除き、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。
2 前項の負担について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議し、負担すべき額を決定する。

（朝日村災害対策本部への参加）

第5条 甲は、朝日村災害対策本部への職員の派遣を乙及び丙に対して要請することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲、乙及び丙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議する。

（防災訓練への参加）

第7条 乙及び丙は、甲が行う防災訓練に参加し、防災に関する相互の連絡調整に努める。

（情報交換）

第8条 甲、乙及び丙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 甲、乙及び丙は、この協定に関する相互応援の窓口を定めるとともに、連絡責任者を置くこととし、甲においては総務課長、乙においては朝日郵便局長、丙においては今井郵便局長とする。
2 連絡責任者及び担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行う。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議し決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成 11 年 8 月 18 日より施行する。
- 2 この協定は、平成 18 年 2 月 23 日より施行する。

上記協定の締結を証するため、本協定書を 3 通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上各 1 通を保有する。

平成 18 年 2 月 23 日

甲 東筑摩郡朝日村大字小野沢 296-5
朝日村長 上條 照夫

乙 東筑摩郡朝日村大字小野沢 258-3
朝日郵便局長 佐々木 彰

丙 松本市今井 1331-2
今井郵便局長 清澤 直也

資料 8 緊急輸送関係

村内の輸送業者一覧（長野県トラック協会 中信地区会員一覧より）

名 称	所 在 地	電話番号
愛品物流(株)	西洗馬 1535	99-2668
鉢盛運送(株)	古見 1541-1	99-2112
(有)おもと急送	古見 3745-1	99-1234
高松市場運送(株)松本営業所	西洗馬 1540-4	99-2918
(有)マルヤス運送	古見 3689-10	99-3717

村所有車両一覧表

車 両 名	登録ナンバー	所 属	備 考
日野 コースター	松本 200 さ 2077	総務課	29人乗車
トヨタ アルファード	松本 300 ゆ 9238	総務課	
三菱 ミニキャブEV	松本 480 か 7482	総務課	
日産 キャラバン	松本 301 に 2221	総務課	10人乗車
日産 エクストレイル	松本 800 す 3970	消防本部	消防指揮広報車
トヨタ 消防積載車	松本 800 す 1377	消防本部	
トヨタ カローラ	松本 501 ま 1904	企画財政課	
三菱 アイミーブ	松本 501 ま 8437	住民福祉課	
三菱 ミニキャブ	松本 480 こ 1129	住民福祉課	
マツダ デミオ	松本 501 た 4089	住民福祉課	
マツダ スクラム	松本 480 け 8383	住民福祉課	
ダイハツ カーゴ (NO. 1)	松本 480 け 2943	建設環境課	
ダイハツ カーゴ (NO. 3)	松本 480 け 2946	建設環境課	
ダイハツ (軽トラック)	松本 480 け 2944	建設環境課	
小松ショベル・ローダー	松本 000 る 730	建設環境課	大型特殊
小松ミニホイールローダー	松本 000 る 196	建設環境課	大型特殊
小松ショベル・ローダー	松本 000 る 1014	建設環境課	大型特殊
スズキ ジムニーシエラ	松本 501 も 1010	産業振興課	
ダイハツ カーゴ (NO. 2)	松本 480 け 2945	産業振興課	
マツダ スクラム	松本 480 ち 8776	観光協会	
スズキ エブリイ	松本 480 さ 6093	教育委員会	
トヨタ プロボックス	松本 400 て 1099	教育委員会	
スクラムトラック (軽トラック)	松本 480 け 6641	教育委員会	
トヨタ ハイエース	松本 200 さ 1319	教育委員会	スクールバス 15人乗車
ヤンマーミニホイールローダー	朝日村 む 617	教育委員会	
日野 消防ポンプ車	松本 802 せ 1	第1分団	
トヨタ 消防積載車	松本 800 す 833	第2分団	
トヨタ 消防積載車	松本 800 さ 9874	第4分団	
トヨタ 消防積載車	松本 800 す 1715	第5分団	

資料 9 村内の建設関係業者一覧

(朝日村商工会会員一覧より)

名称	種別	電話番号
横建	土木工事業	0263-88-3301
清沢土建(株)	土木工事業	0263-99-2017
清沢朝日産業	土木工事業	0263-99-3795
(有)小林工務店	木造建築工事業	0263-99-2550
大工工房 力	木造建築工事業	
インテリア 2 1	木造建築工事業	0263-99-2558
林建築	木造建築工事業	0263-99-3125
藤森工務店	木造建築工事業	0263-99-3585
(有)あけぼのインテリア	木造建築工事業	0263-99-1023
朝日電気設備	電気配線工事業	0263-99-3325
羽多野設備	給排水・衛生設備工事業	0263-99-2620
アクア設備	給排水・衛生設備工事業	0263-99-2566
朝日塗装	塗装工事業	
旦開	塗装工事業	0263-99-2650
(株)珀	塗装工事業	0263-88-5289
ひまわり塗装	塗装工事業	
下田板金	板金工事業	0263-99-3202
筒井瓦店	屋根工事業	0263-99-2255
徳永左官店	左官工事業	0263-99-2077

資料 10 災害時における電気の保安に関する協定書

朝日村（以下「甲」という。）と一般財団法人中部電気保安協会長野支店（以下「乙」という。）は、朝日村内において発生した地震、風水害その他による災害発生時（以下「災害時」という。）における災害応急対策業務のうち、電気の保安について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における電気設備の保安及び電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、甲の施設の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

（災害応急対策業務）

第2条 乙は、甲の施設の電源復旧の支援を行う。

2 乙は、電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備並びに甲が乙以外の者と電気保安に関する契約を締結している高圧設備及び特別高圧設備の電源復旧について、甲から要請があった場合は、可能な限り支援を行う。

3 乙は、甲に対して、甲の施設における電気の安全使用に関して必要なアドバイスを行う。

4 甲及び乙は、災害復旧に当たって、相互に協力し、電源復旧に必要な情報を可能な限り提供する。

（相互の連絡）

第3条 甲及び乙は、本協定書を遵守するために、災害応急対策業務の電気の保安に関する必要な事項について相互に連絡する。

（要請手続）

第4条 甲が、乙に対して災害応急対策業務を要請するときは、日時、場所及び業務の内容を文書で通知し、要請する。

2 前項の規定にも関わらず、災害時の状況により、文書による支援要請ができない場合には、口頭による要請ができる。

（費用負担）

第5条 乙は、乙が実施する災害応急対策業務に要する費用は甲には一切請求しない。

（第三者に対する損害賠償）

第6条 甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策業務により、第三者に被害が生じた場合は、当該被害に係る損害賠償について、甲と乙の双方が誠意を持って協議し、解決する。

（防災体制の連絡）

第7条 乙は、乙の営業所の組織図及び連絡先を記載した書面を甲に提出するものとし、提出後に書面の内容に変更があった場合には、速やかに変更後の書面を再提出する。

（防災訓練）

第8条 乙は、甲の要請があった場合には、甲が主催する総合防災訓練に参加協力する。

（有効期間）

第9条 この協定書の有効期間は、締結した日から平成26年3月31日までとする。

ただし、期間満了となる日の3か月前までに甲又は乙のいずれからも書面による異議の申出のない場合は、この協定を有効期間満了後1年間延長するものとし、以後この例による。

（協議事項）

第10条 この協定書に記載されていない事項については、甲及び乙が協議し、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年9月26日

甲 東筑摩郡朝日村大字小野沢 296-5
朝日村長 中村 武雄

乙 長野県長野市桐原一丁目5番8号
一般財団法人 中部電気保安協会
長野支店長 倉持 高久

資料 11 火災時等における施設使用に関する協定書

長野県中信平右岸土地改良区（以下「甲」という。）と朝日村（以下「乙」という。）とは、火災時等に甲の施設を使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、乙の地域において、火災、地震その他の原因による災害が発生したとき（以下「火災時等」という。）に、甲が管理する土地改良施設（以下「施設」という。）を乙が使用することについて必要な事項を定める。

（要請）

第2条 火災時等において、乙が施設を使用する必要があるときは、乙は甲に対して施設の使用を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲に要請するときは、あらかじめ通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、事後において報告する。

（承諾）

第3条 甲は、前条の規定により乙から要請を受けたときは、施設の使用を承諾する。

（所管施設）

第4条 乙が第2条の規定により甲にその使用を要請する施設は、原則として別表の施設とする。ただし、被害の状況に応じ、甲乙協議の上その他の施設の使用を要請できる。

（費用）

第5条 乙が火災時等に施設を使用したことにより、施設の補修が必要となった場合の費用は、乙が負担する。

（協議）

第6条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定める。

（適用日）

第7条 この協定は、平成26年3月28日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月28日

甲 長野県松本市大字今井 2227 番地 1
長野県中信平右岸土地改良区
理事長 中村 善行

乙 長野県東筑摩郡朝日村大字小野沢 296 番地 5
長野県朝日村
朝日村長 中村 武雄

別表（第4条関係）

長野県中信平右岸土地改良区 朝日地区 受益地内の土地改良施設	
朝日地区	国営右岸上段幹線水路、国営調整池（横出ヶ崎・朝日・古池） 県営調整池（中央・上段・古見上・西洗馬） 減圧水槽（古見上） 朝日地区内（古見原・西洗馬）畑かんパイプラインのバルブ・ 給水栓・雑用水立上り

救助・救急・医療関係

資料 12 災害時の医療救護についての協定書

朝日村長 中村武雄（以下「甲」という。）と一般社団法人塩筑医師会長 鳥羽憲二（以下「乙」という。）とは災害時の医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は朝日村地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護指針）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護指針を策定しこれを甲に提出する。

2 前項の医療救護指針は、次の各号に掲げる事項について定める。

- (1) 指揮命令系統
- (2) 関係機関との連絡系統
- (3) 医療救護班の編成
- (4) 医療救護班の活動計画
- (5) 災害対応病院における医療対応
- (6) 医薬品、医療機材等の備蓄
- (7) 医療救護訓練計画
- (8) その他必要な事項

（災害時医療救護活動の実施に伴う協力）

第3条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し、甲が設置する本部医務班への参加について要請することができる。

2 前項による要請があった場合は、乙は、乙の長を参加させることとする。

なお、乙の長が参加できない場合は、あらかじめ甲、乙協議の上定めた者を参加させることとする。

3 甲は前項により本部医務班に参加した者を、統括災害医療コーディネーターに任命する。

4 統括災害医療コーディネーターは、災害医療コーディネートチームを統括し、甲に対し、甲が行う災害時医療救護活動のための助言を行う。

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、防災計画に基づき、次の場合必要に応じて、乙に医療救護班の派遣を要請する。

(1) 災害救助法による救助

(2) (1)以外の災害又は大規模事故等で医療救護活動を実施する必要性が生じた場合

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護指針に基づき、医療救護班を派遣する。

（医療救護班に対する指揮）

第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医療救護班の業務）

第6条 乙が派遣する医療救護班は、甲が避難場所及び災害現場等に設置する医療救護所、その他甲が指定する場所において医療救護を行う。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者のトリアージ

(2) 救急処置の実施

- (3) 傷病者の搬送順位及び搬送先の決定
- (4) 消防本部などへの傷病者の搬送要請
- (5) 死体の検案と検案書の作成
- (6) 救急活動の記録
- (7) その他必要な事項

(医療救護班の輸送)

第7条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとる。

(医薬品等の供給)

第8条 災害救助法による救助の際、乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が提供する。

(収容医療機関の指定)

第9条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定する際には、これに協力する。

(医療費)

第10条 災害救助法による救助の際、医療救護所における医療費は、無料とする。なお、収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加する。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担する。

- (1) 医療救護班の派遣に要する経費
 - (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実施
 - (3) 医療救護班員が医療救護活動及び医療救護活動訓練において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費
- 2 前項に定める必要の額については、別に定める。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上定める。

(附則)

第15条 この協定は、平成25年6月1日から適用する。

- 2 本協定の発行と同時に、平成6年4月1日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定は破棄する。
- 3 この協定書の有効期間（以下「協定機関」という。）は、平成25年6月1日から平成26年5月31日までとする。
- 4 前項の協定機関の満了する1ヶ月前までに甲又は乙から何らかの申出がない場合は、期間満了の日の翌日からさらに1年延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成 25 年 6 月 1 日

甲 東筑摩郡朝日村大字小野沢 296 番地 5
朝日村長 中村 武雄

乙 松本市深志一丁目 4 番 8
一般社団法人 塩筑医師会
会長 鳥羽 憲二

資料 13 災害時の歯科医療救護に関する協定書

朝日村（以下「甲」という。）と塩筑歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害（大規模事故を含む。）時における歯科医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、朝日村地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定める。

（災害歯科医療救護計画）

第2条 乙は、前条の規定により歯科医療救護活動を実施するため、災害歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出する。

2 前項の災害歯科医療救護計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 歯科医療救護班の編成
- (2) 歯科医療救護班の活動計画
- (3) 関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮系統
- (5) 医薬品、医療器材等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

3 乙は、第1項の災害歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の災害歯科医療救護計画を甲に提出する。

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し歯科医療救護班の編成及び派遣を要請する。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに歯科医療救護班を編成し、災害現場の救護所等に派遣する。

（歯科医療救護班の任務）

第4条 歯科医療救護班は、甲が避難場所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

2 歯科医療救護班の任務は、次のとおりとする。

- (1) 緊急処置の実施
- (2) 救急活動の記録
- (3) 死体の検視
- (4) その他の必要な事項

（歯科医療救護班に対する指揮）

第5条 歯科医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する歯科医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医薬品の補給等）

第6条 甲は、医薬品及び衛生資材の補給、歯科医療救護班の輸送、通信の確保等歯科医療救護活動が円滑に実施されるため、必要な措置を講ずる。

（収容歯科医療機関の指定）

第7条 乙は、甲が傷病者の収容歯科医療機関を指定しようとするときは、これに協力する。

（救護所の設置）

第8条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と定めたときは、歯科医療救護活動が可能な被災地周辺の歯科医療施設に乙の協力を得て救護所を設置する。

(救護所における給食等)

第9条 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容歯科医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担する。

- (1) 歯科医療救護班の編成、待機及び派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医療品等を使用した場合の実費

2 前項に定める費用の額については、甲乙協議の上、別に定める。

(補償)

第12条 甲は、歯科医療救護活動従事中に乙が災害を受けたときは、市町村非常勤職員公務災害補償条例（平成5年長野県市町村総合事務組合条例第4号）の規定に準じて補償を行う。

2 第8条第2項の規定による救護所を設置した歯科医療機関において、歯科医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

(第三者に対する損害補償)

第13条 歯科医療救護活動従事中に第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議の上定める。

(医事紛争の措置)

第14条 歯科医療救護班が歯科医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡する。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意をもって解決のため適当な措置を講ずる。

(報告)

第15条 乙は、歯科医療救護活動終了後速やかに甲の定めるところにより歯科医療救護活動従事者の氏名及び人数その他歯科医療救護活動の内容を甲に報告する。

(費用等の請求)

第16条 乙は、第11条に規定する費用及び第12条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行う。

(支払)

第17条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に支払う。

(実施項目)

第18条 この協定に定めるもののほか、この協議を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議の上定める。

(協定期間)

第 20 条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の協定期間満了 1 ヶ月前までに甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、この協定は、期間満了の日の翌日からさらに 1 年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方押印の上、各 1 通を保有する。

平成 20 年 4 月 1 日

甲 東筑摩郡朝日村大字小野沢 296 番地 5
朝日村長 中村 武雄

乙 松本市深志 1 丁目 1 番 2 号
塩筑歯科医師会
会 長 塚越 正明

資料 14 大規模災害等発生時における医療救護班派遣に関する協定書

朝日村長（以下「甲」という。）とまつもと医療センター院長（以下「乙」という。）とは、大規模災害等発生時における医師等医療救護班の派遣について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が定める地域防災計画に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、医療救護班の派遣が必要と認められるときは、乙に対して医療救護班の派遣を要請する。

- 2 乙は、前項の要請があったときは、速やかに医療救護班の派遣の可否を判断し、その判断内容を甲に報告する。
- 3 乙は、医療救護班の派遣が可能なときは、甲の要請に従い甲の医療救護所等に医療救護班を派遣する。
- 4 乙は、緊急でやむを得ない事情がある場合には、甲の要請を受ける前であっても、医療救護班を派遣することができる。この場合においては、乙は速やかに甲に医療救護班を派遣した旨を報告し、その承認を得る。
- 5 前項の承認があった場合は、その派遣は、甲の要請を受けた派遣とみなす。

（待機）

第3条 甲は、災害の発生により医療救護班の派遣が必要と見込まれる場合は、乙に対して医療救護班の待機を要請する。

- 2 甲は、医療救護班の派遣が必要となる可能性がないと見込まれるときは、医療救護班の待機を解除する。
- 3 次のいずれかに該当する場合は、乙は、甲の要請を待たずに、医療救護班を待機させる。
 - (1) 松本広域圏で震度5弱以上の地震が発生した場合
 - (2) 東海地震注意情報が発表された場合
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、医療救護班の派遣を要すると判断される災害が発生した場合

（医療救護班の任務）

第4条 医療救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する医療救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

- 2 医療救護班の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 甲の災害対策本部、医療救護所等における災害医療情報の収集及び伝達
 - (2) 医療救護所等におけるトリアージ、応急処置、搬送等
 - (3) 甲の災害対策本部及び医療従事者に対する医療支援
 - (4) その他災害現場等における救命活動に必要な措置

（医療救護班の身分及び指揮命令）

第5条 乙が派遣する医療救護班の隊員は、乙の職員として前条に定める業務に従事する。

- 2 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（移動等）

第6条 乙が派遣する医療救護班の移動手段は、原則として乙が確保する。

- 2 乙が派遣する医療救護班は、陸路による移動が困難な場合は、松本地域災害医療コーディネートチームを通じ、空路等の移動手段について調整する。

(医薬品の補給等)

第7条 乙が派遣する医療救護班は、甲が行う医療救護活動において必要と見込まれる医薬品等の医療資器材等について、可能な範囲で輸送を行う。

2 甲は、医療救護班が使用する医薬品及び衛生材料の補給、医療救護班の輸送、通信の確保等医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずる。

(医療費)

第8条 医療救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担する。

(1) 医療救護班の編成、待機及び派遣に要する経費

(2) 乙が所有し、医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項の実費弁償の額については、甲乙協議の上、別に定める。

(損害補償)

第10条 甲は、乙が派遣した医療救護活動従事者（以下「従事者」という。）が、医療救護活動中に災害を受けたときは、甲が加入する長野県市町村総合事務組合の町村非常勤職員公務災害補償条例（平成5年3月5日条例第4号）の規定に準じて補償を行う。

2 第8条第2項の規定により医療救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

(第三者に対する損害賠償)

第11条 従事者が、医療救護活動中に第三者に対して損害を及ぼしたときは、甲乙協議の上その賠償方法及び賠償額を定める。

(医事紛争の処理)

第12条 医療救護班が医療救護活動中により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡する。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議の上誠意をもって解決のため適当な措置を講ずる。

(報告)

第13条 乙は、医療救護活動終了後、速やかに甲の定めるところにより、従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を甲に報告する。

(費用等の請求)

第14条 乙は、第9条の費用及び第10条の補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行う。

(支払)

第15条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に支払う。

(防災訓練への参加)

第16条 乙は、甲の要請に基づき甲が実施する防災訓練に参加する。

(実施細目)

第17条 この協定に定めるもののほかこの協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第 18 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

(協定期間)

第 19 条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了 1 月前までに、甲乙いずれか何ら意思表示がないときは、期間満了日の翌日からさらに 1 年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 25 年 9 月 1 日

甲 長野県東筑摩郡朝日村大字小野沢 296 番地
朝日村
朝日村長 中村 武雄

乙 長野県松本市村井町南 2 丁目 20 番 30 号
独立行政法人国立病院機構 まつもと医療センター
院長 北野 喜良

資料 15 災害時の医療救護活動に関する実施細目

平成7年4月1日付けで、山形村（以下「甲」という。）と、社団法人塩筑医師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の医療救護に関する協定書（以下「協定書」という。）第18条の規定に基づき、実施細目を次のとおり定める。

（医療救護活動の報告）

第1条 乙は、協定書第3条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動を終了した後、「医療救護活動報告書」（様式第1号）、「診療報告書」（様式第2号）、「助産報告書」（様式第3号）又は「医薬品等使用報告書」（様式第4号）により速やかに甲に報告する。

（事故報告）

第2条 乙は、協定書第3条の規定による医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第5号）により速やかに甲に報告する。

（医療施設等損傷報告書）

第3条 乙は、協定書第3条の規定による医療救護活動において、医療施設及び設備を損傷したときは、「医療施設及び設備損傷報告書」（様式第6号）により速やかに甲に報告する。

（費用弁償の額）

第4条 協定書第11条第2項に定める費用の額は、別表に定めるとおりとする。

（費用等の請求）

第5条 協定書第16条に規定する費用等の請求は、乙が各医療救護班分を取りまとめ、「費用弁償請求書」（様式第7号）、「医薬品等実費弁償請求書」（様式第8号）又は「医療施設及び設備の損傷に係る損害賠償請求書」（様式第9号）により甲に請求する。

（支払）

第6条 甲は、前条の規定により費用等の請求を受けたときは、関係書類を確認の上、速やかに乙に対し支払う。

別表（第4条関係）

区 分	職 種	費 用 の 額
日 当	医 師 保 健 婦 助 産 婦 看 護 婦	災害救助法施行細則（昭和44年長野県規則第3号）の例による。
旅 費	医 師 保 健 婦 助 産 婦 看 護 婦	職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則（昭和51年山形村規則第7号）による。
時間外勤務手当	医 師 保 健 婦 助 産 婦 看 護 婦	一般職の職員の給与に関する条例（昭和39年山形村条例第14号）を準用する。この場合において、勤務1時間当たりの給与額は、職務ごとに定められた当該日当の額を8で除して得た額とする。

本実施細則2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

甲

朝日村長

乙 松本市中央2丁目1番21号
社団法人 塩筑医師会
会 長 清水忠治

様式第1号～第9号〔略〕

資料 16 塩筑医師会（西部地区）関連機関

氏名	住所	電話番号
宮原医院	山形村 5501-6	97-1055
山形協立診療所	山形村 2524-1	98-3933
山形整形外科クリニック	山形村 3926-1	98-5277
横山医院	山形村中原 3916	98-2884
三村医院	朝日村西洗馬 1716-1	99-2065

資料 17 「医師会医療班の派遣要請に関する覚書」の締結について

大規模災害時、市町村地域防災計画に基づき、医師会との協定による医療救護班の編成及び派遣の要請について、町村長が医師会に要請する暇がないとき、町村長に代わって松本地域広域行政事務組合管理者が手続を行うことができることとした「覚書」の締結をお願いするものです。

「覚書」の要旨について

- (1) 組合管理者は、町村長の「災害時の医療救護に関する協定書」第3条の規定による要請の暇がない場合、町村長に代わって医師会に医療救護者の派遣を要請できるようにするものです。
- (2) 対象とする災害等
 - ア 地震等の自然災害
 - イ 電車の衝突、航空機の墜落、ガス爆発の事故
 - ウ 集団食中毒

※上記事由は、多数の負傷病者が発生した場合をいう。

「覚書」の締結について

- (1) 締結日平成8年8月1日を予定
- (2) 締結の方法調印式等は行わず文書の取り交わしにより締結とする。

「災害時の医療救護に関する協定書」の締結状況

- (1) 長野県の締結状況
長野県と長野県医師会 平成6年1月17日締結
- (2) 市町村と医師会との締結状況

市 町 村 名	医 師 会 名	締 結 日
松 本 市	社団法人松本市医師会	平成6年4月1日
塩 尻 市	社団法人塩筑医師会	平成6年4月1日
東筑摩郡下2町8村		平成7年4月1日
南安曇郡下2町5村	社団法人南安曇郡医師会	平成7年10月11日

「覚書」の締結状況（災害現場への医師会医療班の派遣）

- (1) 松本市長と松本地域広域行政事務組合管理者 平成6年4月1日締結
- (2) 塩尻市長と松本地域広域行政事務組合管理者 平成6年4月1日締結

覚 書

朝日村長三村剛（以下「甲」という。）と松本地域広域行政事務組合管理者松本市長有賀正（以下「乙」という。）とは、次のとおり覚書を締結する。

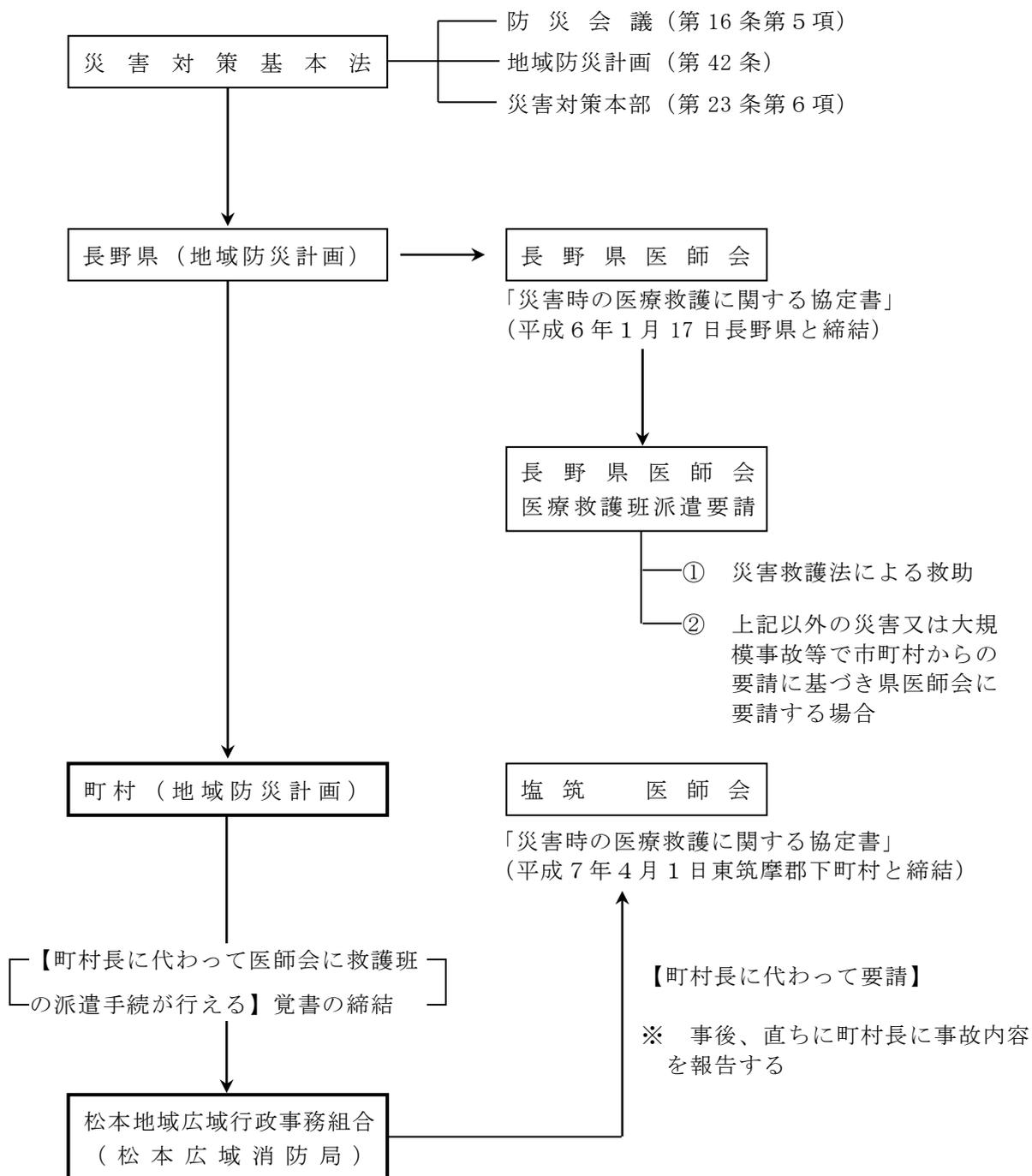
- 1 平成7年4月1日付で甲と社団法人塩筑医師会（以下「丙」という。）との間で締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第3条の規定による医療救護班の編成及び派遣については、乙が同条に定める医療救護班の編成及び派遣を必要と判断した場合、甲に同条に基づく手続をすることを要請する。
- 2 前項の規定に関わらず乙は、朝日村域において次の各号のいずれかに該当する事由により、多数の負傷病者が発生した場合で、前項に定める要請をする暇がないときは、甲に代わって丙に協定書第3条に基づく手続をすることができる。
 - (1) 地震等の自然災害
 - (2) 電車の衝突、航空機の墜落、ガス爆発の事故
 - (3) 集団食中毒
- 3 乙は、前項の規定により甲に代わって丙に協定書第3条に規定する手続をした場合は、直ちに甲に事故等の内容を報告する。

上記覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。
平成8年8月1日

甲 長野県東筑摩郡朝日村大字小野沢 296 番地
朝日村長 三村 剛

乙 松本地域広域行政事務組合管理者
松本市長 有賀 正

医療救護班の派遣要請について



※ 要請する暇がない場合に医師会に要請できる事由

- (1) 地震等の自然災害
- (2) 電車の衝突、航空機の墜落、ガス爆発等の事故
- (3) 集団食中毒

資料 18 避難収容関係

指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

No	名称	住所	電話	管理者	建設年	面積 (㎡)	指定緊急避難場所						指定避難所	
							異常な現象の種類						指定避難所	想定収容 人数(人)
							洪水 (水害)	崖崩れ、 土石流	地震	大規模な 火災	火山噴火	想定収容 人数(人)		
	(屋外施設)											2.0 ㎡/人		
1	朝日村運動広場	古見 1300-1		教育長		10,763	○	○	○	○	—	5,382	—	
2	朝日小学校 校庭	古見 1265		学校長		6,792	○	○	○	○	—	3,396	—	
3	鉢盛中学校 校庭	古見 3332-5		学校長		8,250	○	○	○	○	—	4,125	—	
4	古見ふれあい親水広場	古見 1970		古見区長		1,000	○	—	○	○	—	500		
5	緑のコロシアム	古見 249-1		指定管理者		1,225	○	—	○	○	—	613	—	
6	西洗馬農村広場グラウンド	西洗馬 1709-1		西洗馬区長		4,800	○	○	○	○	—	2,400	—	
7	あさひプライムスキー場 駐車場	古見 306-1		指定管理者		3,250	○	—	○	○	—	1,625	—	
8	あさひ保育園園庭 (駐車場含む)	古見 1274-1		教育長		3,334	○	○	○	○	—	1,667	—	
9	アイススケート場・駐車場	針尾 347		教育長		5,928	○	—	○	○	—	2,964	—	
10	旧おひさま保育園 園庭	西洗馬 1590-1		村 長		482	○	○	○	○	—	241		
11	株式会社東京堂 クイック デリバリーセンター駐車場	西洗馬 1131-3		(株)東京堂		2560	○	○	○	○	—	1280		
12	小野沢防災広場	小野沢 296-5		小野沢区		1,183	—	○	○	○	—	592		

	名 称	住所	電話	管理者	建設年	面積 (㎡)	指定緊急避難場所					指定避難所		
							異常な現象の種類					指定避難所	人数 想定収容 (人)	
							洪水 (水害)	崖崩れ、 土石流	地震	大規模な 火災	火山噴火			人数 想定収容 (人)
	(屋内施設)										2.0 ㎡/人		3.0 ㎡/人	
1	中央公民館	古見 1286	99-2004	教育長		1,344	○	○	○	○	○	672	○	448
2	朝日村農業者 トレーニングセンター	古見 1289-2	99-2004	教育長	S58	2,391	○	○	○	○	○	1,196	○	797
3	子育て支援センター	古見 1286	99-4188	村長	H9	1,135	○	○	○	○	○	568	○	378
4	緑の体験館	古見 273	99-3700	指定管理者	S63	707	○	—	○	○	○	354	○	236
5	朝日小学校	古見 1265	99-2012	学校長	S63	5,770	○	○	○	○	○	2,885	○	1,923
6	鉢盛中学校 体育館	古見 3332-5	99-2501	学校長	H5	1,686	○	○	○	○	○	843	○	562
7	あさひ保育園	古見 1274-1	99-2362	教育長	H27	1,514	○	○	○	○	○	757	○	505
8	あさひプライムスキー場 カルテットホール	古見 306-1	99-3700	指定管理者	H4	573	○	—	○	○	○	287	○	191
9	古見集落センター	古見 1864-2	99-2841	古見区長	H2	300	○	○	○	○	○	150	○	100
10	針尾集落センター	針尾 721-1	-	針尾区長	S58	294	○	○	○	○	○	147	○	98
11	小野沢公民館	小野沢 304-1	-	小野沢区長	H15	261	—	○	○	○	○	131	○	87
12	マルチメディアセンター	古見 1286	99-3583	村 長	H8	138	○	○	○	○	○	69	○	46
13	株式会社東京堂 クイック デリバリーセンター施設内	西洗馬 1131-3	99-3333	㈱東京堂		552	○	○	○	○	○	276	○	184
14	朝日村西洗馬防災センター	西洗馬 1419-2		指定管理者	R6	183	○	○	○	○	○	91	○	61
	合 計						24	20	26	26	14	33,211	15	5,616

・表中、管理者欄は施設管理者を記載とする（財産管理者とは限らない）

福祉避難所一覧表

	名 称	電話 番号	収容 人数	対応する災害				
				水害	土砂	震災	火災	火山
1	朝日村かたくりの里	99-2340	128	—	○	○	○	○
2	介護老人福祉施設ゆめの里朝日	99-5066	100	○	○	○	○	○
3	グループホーム朝日新明館	88-7160	50	○	○	○	○	○
4	就労継続支援事業所森のこびと	99-3001	50	○	○	○	○	○

村外施設

	名 称	電話 番号
1	特別養護老人ホーム桔梗荘	52-2376
2	特別養護老人ホーム岡田の里	33-3306
3	特別養護老人ホーム四賀福寿荘	64-2922
4	特別養護老人ホーム木曾あすなろ荘	0573- 75-4458
5	特別養護老人ホームピアやまがた	98-3888
6	特別養護老人ホームサンライフおみ	67-4555
7	特別養護老人ホームサニーヒルきそ	0264- 36-3820
8	特別養護老人ホームやまびこの里	85-5711
9	特別養護老人ホームなんてんの里	0264- 46-3335
10	特別養護老人ホームちくまの	92-8885

※福祉避難所：災害対策基本法施行令第20条の6第5号が規定する指定基準を満たした施設

食料品等の調達供給関係

資料 19 災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領

(昭和 61 年 2 月 10 日 61 食糧第 120 号 (需要、経理) 食糧庁長官から食糧事務所長あて)
改正昭和 61 年 12 月 61 食糧第 1241 号 (経理)

災害救助法が発動された場合における応急食糧の緊急引渡手続については、現在「災害時における応急食糧の緊急引渡について」(昭和 35 年 7 月 6 日付け 35 食糧第 4151 号 (経理) 食糧庁長官通達)により措置しているところであるが、制定後 20 余年を経過し、この間食糧管理法(昭和 17 年法律第 40 号)の改正が行われていることから、今回新たに別紙のとおり「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」を定めたので、その実施に当たっては遺憾のないようされたい。

なお、「災害時における応急食糧の緊急引渡について」(昭和 35 年 7 月 6 日付食糧第 4151 号 (経理) 食糧庁長官通達)は、廃止する。

別紙

災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領

第 1 趣旨

この要領は、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が発動された場合における政府米の知事への緊急引渡手続について、必要な事項を定める。

第 2 事前の協定等

1 所長は、災害救助法が発動された場合において当該災害地を管轄する知事又は市町村長からの緊急な引渡しへの要請に応じて引渡す政府米(以下「災害救助用米穀」という。)の引渡しに関し、あらかじめ、知事が直接要請する場合の手続等のほか、次の事項についての取扱要領を協定しておく。

- (1) 市町村長は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法発動期間中に緊急に引渡しを受ける必要がある数量の災害救助用米穀について、食糧事務所支所長(以下「支所長」という。)又は政府所有食糧を保管する倉庫(以下「倉庫」という。)の責任者(政府倉庫の物品出納官を含む。以下同じ。)に対して直接引渡しを要請することができること。
- (2) 知事は、市町村長が(1)により災害救助用米穀の引渡しを受けた場合には、当該市町村長が引渡しを受けた災害救助用米穀の全数量について所定の価格により買い受けること。
- (3) 所長は、知事に災害救助用米穀の価格をあらかじめ通知しておくこと。また、価格を変更した場合には速やかに変更後の価格を通知すること。
- (4) 災害救助用米穀の売買代金の納付については、30 日以内の延納とし、担保及び金利は徴しないこと。
- (5) 災害救助用米穀として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品(損傷品等)の引渡しは行わないこと。ただし、知事又は知事の指定する者(知事又は市町村長が取扱者として指定した卸売業者等をいう。以下「取引人」という。)が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり災害救助用米穀として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事又は取引人から引渡しへの要請があったときは、当該米穀を引渡しして差し支えないこと。

2 1 の協定が成立した場合には、所長は管下の支店長及び食糧庁指定倉庫業者に対し、知事は市町村長に対し、それぞれその内容等を周知徹底させておく。

第 3 知事又は市町村長に対する災害救助用米穀の引渡し

1 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う場合

- (1) 所長は、知事から災害救助用米穀の緊急の引渡しについて要請を受け、知事に対する直接売却を決定したときは、直ちに知事に対し延納売却を行う。

この場合における売買計画の締結は、「災害救助法発動に伴う応急食糧売却の売買契約書及び延応措置について」（昭和35年4月19日付け35食糧第2432号（経理）食糧庁長官通達）による。

- (2) 知事に対する所長の災害救助用米穀引渡事務は、「荷渡指図書および出庫証による物品の引渡要領」（昭和35年4月7日付け35食糧第2232号（経理）食糧庁長官通達。以下「引渡要領」という。）に定めるところにより行う。ただし、次に掲げるときは、所長は、荷渡指図書（出庫証を含む。以下同じ。）を概数によつて発行することができる。

ア 災害地の倉庫から災害救助用米穀を出庫するときであつて正品在庫数量が不明確なとき。

イ 災害地区別に災害救助用米穀の必要量の変動が予想されるとき。

2 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合

(1) 食糧事務所本所と倉庫及び支所との間の連絡がつく場合

ア 所長は、荷渡指図書を発行・交付して引渡しをする時間的余裕がない（荷渡指図書を交付しても、当該荷渡指図書の呈示を受けて災害救助用米穀の引渡しを行うことが困難なときを含む）と認めるときは、荷渡指図書によることなく知事又は引取人に対して災害救助用米穀を引渡す。

イ 所長は、アにより災害救助用米穀を引渡すときは、倉庫の責任者に対し、電話又は他の通信方法により当該災害救助用米穀の種類、種別、等級、数量等荷渡指図書に記載すべき事項を明確に指示するとともに、倉庫を管轄する支所長に対し、指示の内容を連絡する。ただし、1の(2)のただし書に掲げる事由に該当するときは、概数による指示を行うことができる。

なお、倉庫の責任者及び支所長は、所長から指示のあった内容等を記録しておく。

ウ 倉庫の責任者は、イの所長の指示に基づき知事又は引取人に対して災害救助用米穀の引渡しを行うときは、知事又は引取人から引渡しに係る災害救助用米穀の種類、種別、等級、数量等を明らかにした受領証をかならず徴する。

エ 支所長は、ウにより災害救助用米穀の引渡しがおこなわれるときは、必要に応じ支所職員を立ち合わせる。

(2) 食糧事務所本所と倉庫及び支所との間の連絡がつかない場合

ア 市町村長から支所長に対して緊急な引渡しを要請する場合

(ア) 市町村長は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受けない場合であつて、緊急に災害救助用米穀の引き取りを必要とするときは、当該地域を管轄する支所長（支所長に連絡のとれないときは、政府所有食糧等の保管管理要領（昭和61年3月28日付け61食糧業第162号（買入）食糧庁長官通達）に定める保管指導担当者である食糧事務所職員。以下「支所長等」という。）に対して、文書により要請を行う。

(イ) 支所長等は、市町村長から(ア)により要請を受けた場合であつて、当該要請内容を検討の上適当と認めるときは、その旨を市町村長に通知するとともに、倉庫の責任者に対して災害救助用米穀の引渡しの指示を(1)のイに準じて行う。

(ウ) 倉庫の責任者は、(イ)による支所長等の指示に基づき災害救助用米穀の引渡しを行うのとするが、その引渡しに際しては、(1)のウに準じて市町村長から受領証を徴する。

(エ) 支所長等は、災害救助用米穀の引渡しが行われるときは、自ら立ち会うか又は支所職員に立ち合わせる。

イ 市町村長から倉庫の責任者に対して緊急な引渡しを直接要請する場合

(ア) 市町村長は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であつて、緊急に災害救助用米穀の引き取りを必要とするものの支所長等に対して連絡のとれないときは、倉庫の責任者に対して、文書により緊急な引渡しを要請することができる。

(イ) 倉庫の責任者は、(ウ)による市町村長の要請書に基づき災害救助用米穀の引渡しを行うが、その引渡しに際しては、(1)のウに準じて市町村長から受領証を徴する。

なお、この場合、倉庫の責任者は、トラック番号その他当該引渡しの事実を証する事項及び引渡時の立会者名等を記録しておく。

(ウ) 倉庫の責任者は、支所長等に対して連絡が付き次第、速やかに、(イ)による災害救助用米穀の引渡しの事実、状況等を報告する。

ウ 市町村長が、緊急な引渡しを要請できる災害救助用米穀の数量は、被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食に必要な数量とする。

エ 所長に対する支所長の報告

支所長はア又はイにより災害救助用米穀の引渡しを行ったときは、速やかに、所長に対してあらかじめ所長の定める様式により当該引渡災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、種別、等級、数量等を報告する。

オ 知事に対する市町村長の報告

市町村長は、ア又はイにより災害救助用米穀の引渡しを受けたときは、速やかに、知事に対して当該引渡しを受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、種別、等級、数量等を報告する。

第4 売買契約書の整備

1 所長は、第3の1の(2)のただし書きにより概数による荷渡指図書を発行した場合において、実際の引渡しに応じて売買契約の内容を改定する必要があるとき又は第3の2により荷渡指図書によることなく引渡しを行ったときは、知事と実引渡月日ごとに実引渡数量をもつて、売買契約の改定又は締結を行う。

2 所長は、1の売買契約の締結に当たっては、知事から「日別、倉庫別買受数量明細書」を徴し、これと第3の2の(2)のエの支所長からの報告等とを照合する。

第5 荷渡指図書の発行等事務整理

1 所長は、第3の2により荷渡指図書を発行・交付していない場合は、速やかに第4の1により売買契約を締結した日付けで、荷渡指図書を発行し、知事に交付する。

2 1により荷渡指図書を発行・交付した場合の事務処理は、次によるほか、引渡要領の定めるところによる。

(1) 所長は、荷渡指図書の裏面に、引渡物品受領確認印（知事）を徴した上、荷渡通知書及び払出命令書とともに支所長に送付する。

(2) 支所長は、(1)により送付を受けた荷渡指図書及び荷渡通知書を倉庫の責任者に回付する。

(3) 倉庫の責任者は、(2)により荷渡指図書及び荷渡通知書の回付を受けたときは、知事又は取引人からの受領証と照合の上、引渡報告書を作成し、これを支所長に提出する。

第6 その他

すでに「災害時における応急食糧の緊急引渡について」（昭和35年7月6日付け35食糧第415号（経理）食糧庁長官通達）により所長と知事との間で災害救助用米穀の緊急な引渡しについての取扱要領が協定されており、改めて協定する必要がないと所長が認める場合は、第2に基づいて協定された当該取扱要領として取扱って差し支えない。

「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」の制定について

昭和61年2月10日61食糧第120号（需給、経理）

食糧庁長官から知事あて

このことについて、別添写しのとおり食糧事務所長あてに通達したので御了知の上、ご協力方よろしく申し上げます。

(参考)

震災時における食糧の緊急連絡体制

米穀の緊急連絡体制「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」(昭和61年2月10日付け61食糧第120号)

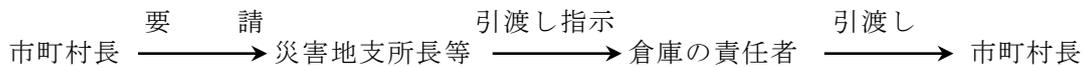
(1) 県内で米穀を満たしている場合

(1) 食糧事務所本所と倉庫及び食糧事務所支所との間の連絡がつく場合



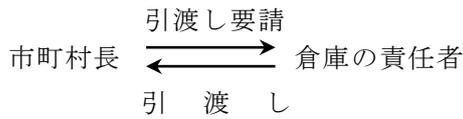
(2) 食糧事務所本所と倉庫及び食糧事務所支所との間の連絡がつかない場合

ア. 市町村長から支所長などに対して緊急引渡しを要請する場合



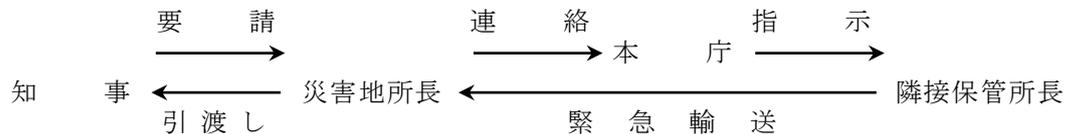
イ. 市町村長から倉庫の責任者に対して緊急引渡しを直接要請する場合

(食糧事務所支所長等との連絡不可能)

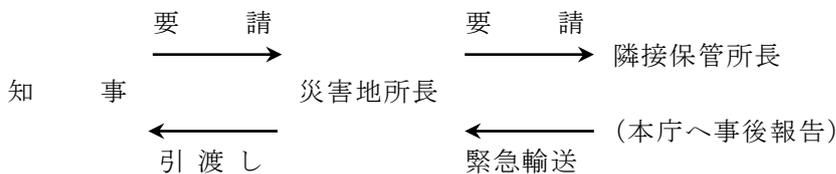


(2) 県内で米穀を満し得ない場合

(1) 本庁との連絡



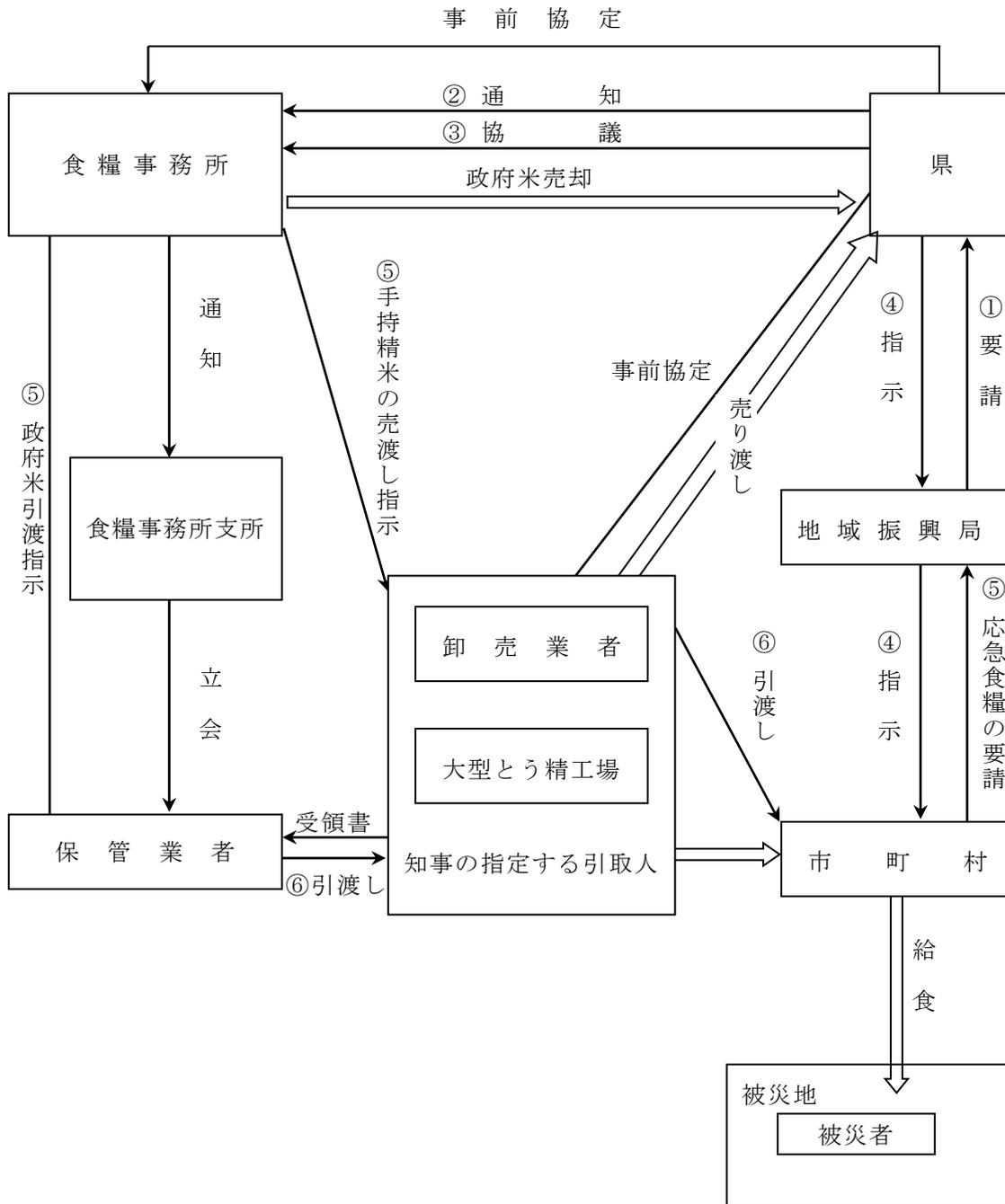
(2) 本庁との連絡不可能



(注) 緊急輸送は、原則として政府運送(農林水産省が運送業者に委託して行うトラック運送等)によることとしているが災害の状況により災害地都道府県知事の要請があれば自衛隊が輸送(ヘリコプター輸送も含む)に当たることとなっている。

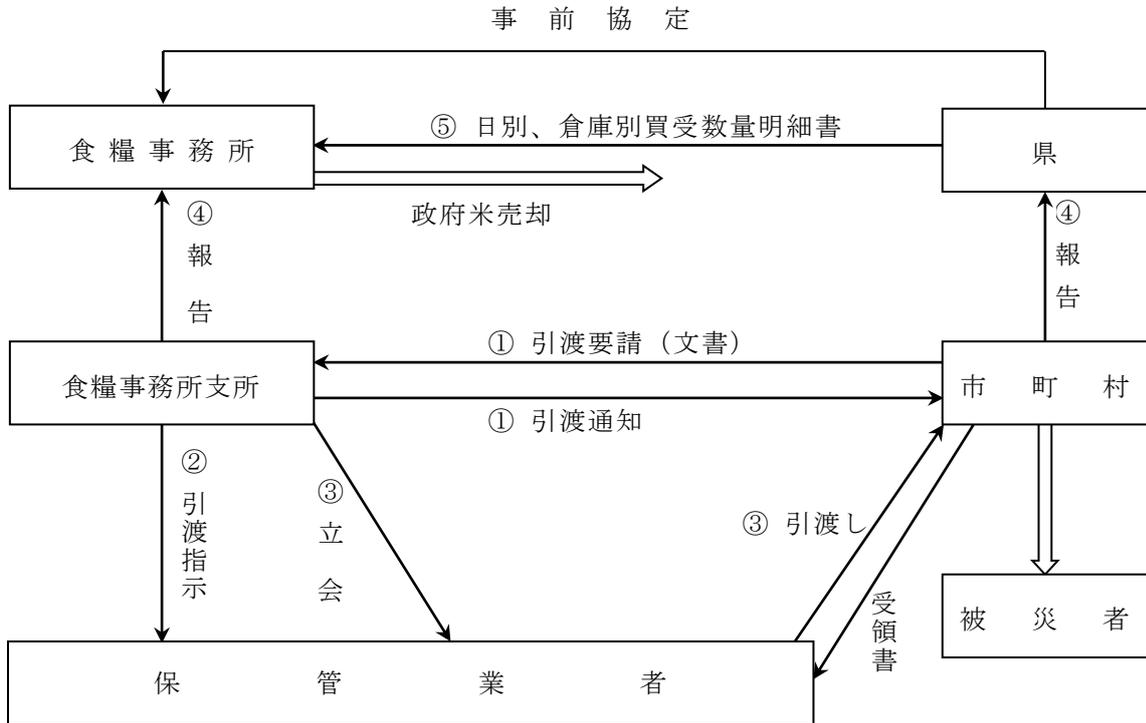
応急用米穀の供給に関する図表

1. 通常の供給（災害救助法が適用された場合も含む）

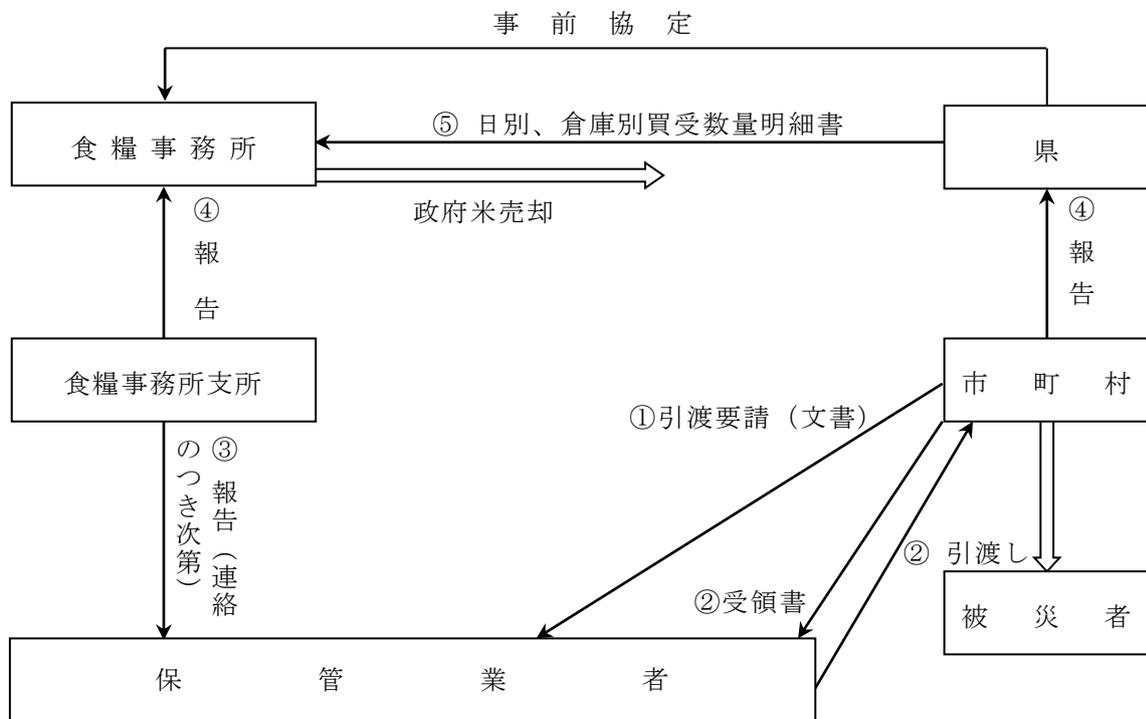


2. 緊急措置による供給（県及び食糧事務所と連絡がつかない場合）

(1) 市町村長から食糧事務所支所長に対し要請する場合



(2) 市町村長から倉庫の責任者に対し直接要請する場合



資料 20 災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しに関する協定書

長野食糧事務所長佐藤正彦（以下「甲」という。）と長野県知事吉村午良（以下「乙」という。）とは、災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の引渡しに関する次の事項について協定する。

- 1 災害救助法が発動した場合において、当該災害地を管轄する市町村長は、交通・通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する乙の指示を受け得ない場合には、災害救助法発動期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀について、食糧事務所支所長又は政府所有食糧を保管する倉庫の責任者に対して、直接引渡しを要請することができる。
- 2 乙は、市町村長が1により災害救助用米穀の引渡しを受けた場合には、当該市町村長が引渡しを受けた災害救助用米穀の全数量について所定の価格により甲から買受ける。
- 3 甲から乙に直接売却する場合の米穀の価格は、主食用政府売渡価格とする。
- 4 災害救助用米穀として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行わない。
ただし、乙、又は乙の指定する者（乙又は市町村長が取扱者として指定した卸売業者等をいう。）が、当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため、乙又は引取人から引渡しの要請があったときは、当該米穀を引渡して差し支えない。
- 5 災害救助用米穀の売買代金の納付については、30日以内の延納とし、担保及び金利は徴しない。
- 6 この協定の有効期限は平成8年7月4日から平成9年3月31日までとする。
ただし、甲、乙、双方から特に申出がない限りこの協定は継続する。
- 7 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を所持する。

平成8年7月4日

甲 長野食糧事務所長

佐藤正彦 印

乙 長野県知事

吉村午良 印

資料 21 災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書

(別紙)(以下「甲」という。)と長野県知事村井仁(以下「乙」という。)は、災害救助法(昭和22年法律第118号)又は国民保護法(平成16年法律第112号)が発動された場合において、甲が乙に直接売却する応急米穀の売買について次の条項により協定する。

第1条 甲は、乙から応急米穀の買受け要請があった場合は、その数量等を協議の上、現品を引渡す。

第2条 前条における取引価格は、甲及び乙が協議し決定するものとし、原則として災害等発生直前の小売価格を算出基礎とする。

第3条 売買代金の納付については速やかに行う。

第4条 この協定の実施について疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠意ある協議を行う。

第5条 この協定の有効期間は、協定の成立した日からとし、甲、乙何れかの申出がない場合は継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々その1通を保有する。

なお、「災害救助法が発動された場合の応急米穀の取扱いに関する協定書」(平成8年7月5日締結)は廃止する。

平成18年12月28日

甲 (別紙のとおり)

印

乙 長野県知事

村井 仁 印

別紙

会 社 名	代表者名	所 在 地	電 話
ベイクックコーポレーション株式会社	酒井正晃	長野県長野市風間 2452 番地	026-222-7500
株式会社マイパール長野	西田哲郎	長野県安曇野市堀金烏川 2669 番地	0263-73-7800
株式会社中島屋降籬米穀	降籬一路	長野県松本市筑摩 1 丁目 21 番 5 号	0263-26-4501
株式会社米匠	小宮山浩志	長野県長野市松代町東寺尾 2971 番地	026-278-1110
株式会社トーヨー食品	前田正臣	和歌山県和歌山市黒田 7 番地	0734-74-3901
株式会社むらせ	原田哲夫	神奈川県横須賀市米が浜通 1 丁目 6 番地	046-827-0088
株式会社神明	藤尾益也	兵庫県神戸市中央区海岸通 6 丁目 1 番 10 号	078-371-2131
大和産業株式会社	金子秀次郎	愛知県名古屋市西区新道 1 丁目 14 番 4 号	052-571-1161
株式会社新潟ケンベイ	皆川修一	新潟県新潟市上大川前通九番町 1265 番地	025-383-5520
株式会社細山商店	細山洋	新潟県新潟市大関村古新田 9 番地	0256-88-6137
株式会社大阪第一食糧	奥ノ博久	大阪府大阪市浪速区桜川 3 丁目 7 番 12 号	06-6567-2681
伊丹産業株式会社	北嶋一郎	兵庫県伊丹市中央 5 丁目 5 番 10 号	0727-83-0001

資料 22 長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県水道協議会（以下「協議会」という。）の会員である市町村、水道企業団、一部事務組合及び長野県企業局（以下「会員」という。）が地震等の災害及び渇水（以下「災害時」という。）により被害を受けた場合に、長野県水道協議会長（以下「会長」という。）の要請に基づき、被災会員以外の会員が行う被災会員への応急給水及び水道施設の応急復旧等の応援業務について必要な事項を定める。

(会長等の責務)

第2条 会長は、会員が災害時等により被害を受けた場合に長野県知事からの要請があったとき、又は、被害を受けた会員（以下「被災会員」という。）から応援の要請があったときは、応援地区の代表理事と協議して迅速かつ適切な応援を被災会員以外の会員に対し要請する。

2 会長は、応援業務の全般について掌握調整し、必要な指示を行う。

3 部会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会員の責務)

第3条 災害等が発生した場合において、被災会員以外の会員は、会長が要請する被災会員に対する応援活動に、全面的に協力する。

2 災害発生直後で緊急を要する場合は、前項の規定に関わらず会員の自主的な判断により応援活動を行うことができる。この場合において、会員は速やかに会長に報告する。

(相互応援地区)

第4条 応援活動を迅速かつ適切に実施するため、相互応援地区（以下「応援地区」という。）を設ける。

2 応援地区は、東信、北信、中信、南信の4地区とし、当該地区の会員をもって構成する。

3 応援地区の業務は、当該地区の理事4人をもって構成する応援地区会議により運営する。

4 前項の理事の互選により1名の代表理事を選出するものとし、代表理事は、応援地区会議を統括し、代表する。

5 応援地区会議は、会長の指示を受け、応援地区内の被災会員及び被災会員以外の会員と応援についての連絡調整を行い、迅速かつ適切な応援業務の遂行に努める。

6 応援地区会議は、応援業務の状況について、会長に必要な報告を行い、必要があると認めるときは、他の応援地区からの応援を会長に要請する。

7 前項の規定により、会長から応援の要請を受けた他の応援地区は、当該応援地区と連絡協議し、速やかに応援業務の遂行に努める。

(応援活動の要請)

第5条 被災会員は長野県知事に援助を要請し、長野県知事からの会長への援助依頼により、又は次に掲げる事項を明らかにして、所属する応援地区会議を通して会長に応援を要請することにより、協議会から必要な応援活動を受ける。

(1) 災害の被災状況

(2) 必要な応援要請（応援人員、職種、機械器具及び資材の規格と量等）

(3) 前号の集合日時及び集合場所

(応援活動)

第6条 応援活動は、災害救助法に基づく県の災害対策本部が設置された場合は災害対策本部、その他の場合は被災会員の応急給水計画及び応急復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事する。

2 前項の応急活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急給水及び応急復旧用の機械器具及び資材の提出

3 前号各号に掲げるもの以外の応援活動については、被災会員から要請があったときに、会長が会員の応援能力の範囲内で配慮する。

(連絡担当部局等)

第7条 各会員は、あらかじめ連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を収集し、会長及び応援地区会議と連絡できる体制をとる。

(応急給水作業)

第8条 応急給水作業の応援期間は、原則として15日以内とする。

2 各会員は、その所有する応急給水用具等の提出について、会長等から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮する。

(応急給水用浄水機)

第9条 応急給水の用に供するため、長野県から協議会に運搬可能な浄水機（以下「受託浄水機」という。）の運用及び管理を委託されたとき、これを受託する。

2 受託浄水機は東信、北信、中信、南信の各応援地区に配置し、特定した会員にそれぞれ運用及び管理を委託する。

3 受託浄水機の運用及び管理に要する経費は、県等から交付、支弁、又は補助される等の額を除き、原則として協議会で負担する。

(応急復旧作業)

第11条 各会員は、会長から機械器具応急復旧資材の提出について要請があったときは、応援能力の範囲内で供出する。

(応援職員)

第12条 各会員は、応援活動に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣について会長から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮する。

2 前項の規定により応援を要請された会員（以下「応援会員」という。）は、職員を派遣するときは、必要な給水用具、作業用工具及び緊急資材のほか、衣類、食料、日用品等を携行させる。

3 応援職員は応援会員名を表示した腕章等を着用する。

4 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担とする。

5 応援職員が応急作業中に第三者に対し損害を与えた場合は、被災会員がその賠償の責に任じる。ただし、被災会員に対する応援の往復途中に生じたものについては応援会員が、その賠償の責に任じる。

(応援費用の負担)

第13条 この要綱による応援活動に要した経費は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費及び旅費を除くほか、原則として被災会員が負担する。

(連絡担当部局等の報告)

第14条 各会員は、連絡担当部局並びにその保有応急給水具、機械工具及び緊急要資材について毎年4月1日現在の状況を、様式第1号から第4号までに掲げるところにより、4月15日までに会長に報告する。

2 会長は、前項の報告を取りまとめて一覧表を作成し、これを全会員に配布する。

(会員以外の市町村等への応援等)

第15条 会員以外の市町村等から応援活動の要請を受けたときは、この要綱に基づく応援活動の例により応援活動を行うことができる。ただし、日本水道協会からの要請に基づく応援職員への派遣に関する場合は、上水部会長(同協会長野県支部長)が行う。

2 日本水道協会への応援の要請に関する場合は、上水部会長(同協会長野県支部長)が行う。

(防災連絡会議の設置)

第16条 応援活動の実施に必要な情報の交換及び調査研究を行い、応援活動の円滑な実施を図るため、防災連絡会議を設置する。

2 防災連絡会議は、会長及び理事をもって組織する。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項及びこの要綱の定めにより難しいと認める事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年1月16日から施行する。

危険物施設関係

資料 23 危険物施設の設置状況・貯蔵内容（許可施設）

1. 地下タンク貯蔵所

番号	施設名称	貯蔵品目	数量 (ℓ)	倍数	備考
1	緑の体験館	灯油	3,000	3	
2	あさひプライムスキー場	灯油	1,500	1.5	
3	かたくりの里	灯油	3,000	3	
4	松本ハイランド農協朝日支所	灯油	29,500	29.5	
5	(株)ホクエツ信越長野松本工場	重油	9,700	4.85	
6	(株)デリカウエーブ長野工場	重油	10,000	5	
7	塩尻朝日衛生施設組合 最終処分場	重油	3,000	1.5	

2. 屋外タンク貯蔵所

番号	施設名称	貯蔵品目	数量 (ℓ)	倍数	備考
1	東京電力(株)新信濃変電所	絶縁油	61,000	30.5	
		第三石油類			
2	カンロ(株)朝日工場	重油	30,000	15	

3. 屋内タンク貯蔵所

番号	施設名称	貯蔵品目	数量 (ℓ)	倍数	備考
1	東京電力(株)新信濃変電所	軽油	2,000	2	

4. 屋内貯蔵所

番号	施設名称	貯蔵品目	数量 (ℓ)	倍数	備考
1	東京電力(株)新信濃変電所	絶縁油	16,000	8	
2	カンロ(株)朝日工場	第一石油類等	1,650	2.56	

5. 移動タンク貯蔵所

番号	施設名称	貯蔵品目	数量 (ℓ)	倍数	備考
1	松本ハイランド農協 朝日スタンド・LPガス販売所	灯油	2,000	2	
		灯油	3,000	3	
		(軽油)	3,000	(3.0)	
2	ヤマサ総業(株)長野支店	軽油	3,600	3.6	

6. 一般取扱所

番号	施設名称	貯蔵品目	数量 (ℓ)	倍数	備考
1	鉢盛中学校	灯油	5,000	5	
2	松本ハイランド農協朝日支所	灯油	8,000	8	
3	カンロ(株)朝日工場	重油	8,527	4.264	

7. 給油取扱所

番号	施設名称	貯蔵品目	数量 (ℓ)	倍数	備考
1	松本ハイランド農協 朝日スタンド・LPガス販売所	ガソリン	2,600	130	
		軽油	10,000	10	
		灯油	4,000	4	
2	鉢盛運送(株)	軽油	19,400	19.4	
3	(有)おもと急送	軽油	30,000	30	
4	愛品物流(株)	軽油	30,000	30	

資料 24 災害時における L P ガスに係る協力に関する協定書

朝日村（以下「甲」という。）及び長野 L P 協会松本支部（以下「乙」という。）並びに一般社団法人長野県 L P ガス協会（以下「丙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が必要とする L P ガスに係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時等における L P ガスに係る保安の確保及び応急仮設住宅及び公共施設等に対する L P ガスの供給に関する協力について必要な事項を定める。

（協力要請及び業務）

第 2 条 甲は、災害時等において必要があると認められるときは、乙に対して次の各号に掲げる業務の協力要請を行うことができる。

- (1) 被災地域の L P ガスの一般消費者等（以下「一般消費者等」という。）に対して法に基づいて販売事業者が行うべき緊急点検、修繕及び供給
 - (2) 供給設備設置場所以外で発見された L P ガス容器について容器所有者等が行うべき回収及び保管
 - (3) 甲が指定する災害対策上重要な施設及び応急仮設住宅、又は避難場所等公共施設への L P ガスが供給されることになった場合の L P ガス供給設備工事及び L P ガス供給
 - (4) 販売業者及び一般消費者等の被害状況及び復旧状況についての調査
 - (5) 前各号に定めのあるもののほか、一般消費者等に係る保安の確保及び L P ガス供給のために特に必要な業務
- 2 乙は、甲より協力要請を受けた業務の一部を丙に協力を要請することができる。
- 3 前項の規定による要請は、原則として文書による。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請することとし、後日、速やかに文書を送付する。

第 3 条 前条第 1 項第 3 号の規定により乙が行った業務の費用並びに乙が供給した L P ガス等の対価及び運搬の費用については、甲が負担する。この場合における費用は、災害発生時直前の通常価格を基準として甲乙が協議の上、決定する。

- 2 甲は、前項に規定する費用の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して、原則として 30 日以内に乙に支払わなければならない。
- 3 前 2 項の規定によるもののほか、協力に要した費用の負担については、乙が負担する。

（役割分担）

第 4 条 甲は、災害時において円滑に L P ガスが供給できるため、あらかじめ公共施設等に L P ガス供給設備を設置又は併設、及び防災資材の整備を行う。

- 2 乙は、災害時等に甲の要請に基づき第 3 条の協力業務を実施するほか、丙に必要な対策を要請する。
- 3 乙は、甲より要請された業務を実施するほか、災害対策上必要と思われる報告を求められた時は、速やかに、甲及び丙に報告する。

（連絡体制）

第 5 条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務課、乙については乙の事務局、丙については丙の事務局に置く。

- 2 乙は、支部内に災害対策本部を設置し、丙は必要に応じて協会内に L P ガス災害対策本部を設置する。
- 3 甲、乙及び丙は、この協定の運用に支障を来たさないよう、協力の要請方法について常に点検し、改善に努める。
- 4 甲、乙及び丙は、災害対策上必要な連絡は、その都度迅速に行い相互に連絡できる。

(緊急連絡網の整備)

第6条 乙は、災害時に円滑な支援活動が実施できるよう、活動体制の整備に努めるとともに、緊急連絡網を作成し、これを甲及び丙に提出する。

2 乙は、前項の緊急連絡網について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じた場合は直ちに甲及び丙に提出する。

(防災訓練等の参加)

第7条 乙は、甲が実施する防災訓練等に参加するよう努める。

(業務従事者の災害補償)

第8条 第3条の協力業務において、乙又は丙の業務従事者が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、次の各号に掲げる場合を除き、関係法令又は村条例等により、甲の責任において補償を行う。

(1) 乙又は丙が明らかな現場安全管理を怠ったことにより発生した場合

(2) 業務従事者の故意又は、重大な過失による場合

(3) 当該損害について、乙又は丙、業務従事者が締結した損害保険契約により保険給付を受ける場合

(4) 当該損害が第三者の行為によるものであり、第三者から損害賠償を受ける場合

(協定期間)

第9条 この協定は締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙及び丙より申出が無い限り、その効力を有する。

2 前項による申出がある場合は、文書をもって行う。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は、疑義が生じた事項については、その都度協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年11月1日

甲 住所 長野県東筑摩郡朝日村大字小野沢 296-5
氏名 朝日村長 中村 武雄

乙 住所 長野県松本市大手2-5-12
長野LP協会 松本支部
氏名 支部長 会田 恵司

丙 住所 長野県長野市中御所1-16-13
一般社団法人長野県LPガス協会
氏名 会長 小林 芳夫

通信・放送関係

資料 25 防災行政無線一覧表（移動局）

車 載	呼出番号	配 置 先
	301	指揮広報車
	303	ミニキャブ
	304	カーゴ
	307	カーゴ
	308	エブリイ
	310	消防ポンプ車（第1分団）

携 帯	呼出番号	配 置 先	呼出番号	配 置 先
	401	団長	418	役場携帯 3
	402	副団長	419	役場携帯 4
	403	消防主任	420	役場携帯 5
	404	本部班長	421	役場携帯 6
	405	本部副班長	422	役場携帯 7
	406	第1分団長	423	役場携帯 8
	407	第1副分団長	424	役場携帯 9
	408	第2分団長	425	役場携帯 10
	409	第2副分団長	426	役場携帯 11
	412	第4分団長	427	役場携帯 12
	413	第4副分団長	428	古見区長
	414	第5分団長	429	入二区長
	415	第5副分団長	430	針尾区長
	416	役場携帯 1	431	小野沢区長
	417	役場携帯 2	432	西洗馬区長

資料 26 長野県大規模災害ラジオ放送協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、長野県大規模災害ラジオ放送協議会（以下「本協議会」という。）という。
(事務局)

第2条 本協議会の事務局は、信越放送株式会社本社（長野市吉田1丁目21番24号）ラジオ局制作部に置く。

(目的)

第3条 本協議会は、大規模災害の際ラジオで県民、被災者の求める「災害情報」「生活情報」を幅広く、きめ細かに放送し、被害の軽減を図り、心のよりどころになり、生活再建に役立つことを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 大規模災害の際の放送

(2) 大規模災害の際の放送に備える訓練、県民の防災意識の向上活動

(会員の任務)

第5条 本協議会の会員は目的を達成するため、次の事項に努める。

(1) 大規模災害の際情報を積極的に提供すること

(2) 放送局は提供された情報は自主的に判断し遅滞なく的確に放送すること

(3) 放送局は日常的に訓練すること

第2章 会員・組織

(組織)

第6条 本協議会は、ラジオ局で構成する「長野県大規模災害ラジオ放送機構（以下「機構」という。）」と情報を提供する会員で構成する。

(役員)

第7条 本協議会は、次の役員を置く。

(1) 会長1人

(2) 副会長若干名（会長が指名する）

(3) 幹事8人以上15人以下

(役員の仕事)

第8条 会長は、本協議会を代表し、総会及び幹事会を招集する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

3 幹事は、幹事会を組織する。

(役員を選任)

第9条 会長は、総会の議決により選任する。

2 幹事は、会員団体の中から総会の議決により選任する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。再任は妨げない。

2 任期途中で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第11条 会議は、総会及び幹事会の2種とする。

2 総会は、1年に1回の通常総会と臨時総会の2種とする。

(総会)

第12条 総会は会長が招集する。

2 会員の5分の1以上の請求が出たときは、会長は30日以内に総会を招集しなくてはならない。

(総会の権能)

第13条 総会は、本協議会の運営に関する重要な事項を議決する。

(幹事会の権能)

第14条 幹事会は、総会の議決した事項を執行するとともに、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 諸規定の制定および改廃
- (3) その他総会の議決を要しない本協議会の活動に関する事項

第4章 事業年度

(事業年度)

第15条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 会則の変更

(会則の変更)

第16条 この会則は、総会において出席会員の4分の3以上の同意を得たときに変更できる。

第6章 補則

(施行細則)

第17条 本協議会の運営に必要な細則については、幹事会の議決により、会長が定める。

(施行期日)

第18条 この会則は、平成9年4月25日から施行する。

資料 27 長野県大規模災害ラジオ放送機構情報本部

1 信越放送ラジオGスタジオ

T E L 026 (259) 1122

(259) 1123

(259) 1124

F A X 026 (259) 6061

(259) 2126

2 長野エフエム放送 (信越放送通信不能時)

T E L 0263 (33) 4392

(33) 4393

F A X 0263 (33) 4401

《平常時連絡》

信越放送ラジオ局制作部

T E L 026 (259) 2154

F A X (259) 2126

《3局周波数一覧》

信越放送 (キロヘルツ)

長野 1098 上田 1062 軽井沢 1485 佐久 1458

松本 864 諏訪 1197 伊那 1098 飯田 1098

長野エフエム放送 (メガヘルツ)

美ヶ原 79.7 善光寺平 83.8 小海 80.3 松本 86.4

聖 78.1 岡谷・諏訪・大鹿・飯山野沢 81.8 飯田 88.3 木曾福島 81.5

ながのコミュニティ放送 (FMぜんこうじ) (メガヘルツ) 76.5

危険区域（箇所）関係

資料 28 危険箇所

急傾斜地崩壊警戒区域、特別警戒区域

番号	箇所名	警戒区域面積	警戒区域内の 人家戸数	特別警戒区域 面積	特別警戒区域内 の人家戸数
1	下古見南	27,328	12	16,203	5
2	芦ノ池南	6,530	0	2,996	0
3	古川寺北	41,891	8	26,228	1
4	古川寺南	30,466	8	21,697	4
5	旭ヶ丘西1	28,512	0	23,949	0
6	旭ヶ丘西2	66,876	5	54,590	2
7	旭ヶ丘南1	5,153	1	2,364	0
8	旭ヶ丘南2	19,467	0	9,377	0
9	旭ヶ丘南3	10,772	0	4,040	0
10	新田上1	1,758	0	826	0
11	新田上2	12,929	14	5,442	4
12	新田上3	19,007	12	7,879	12
13	新田下1	10,616	11	3,357	8
14	新田下2	7,378	2	2,901	5
15	新田下3	35,466	0	13,698	0
16	新田下4	37,962	0	18,249	0
17	新田下5	18,728	0	7,708	0
18	三ヶ組東1	28,262	1	15,958	2
19	三ヶ組東2	5,560	0	3,217	5
20	三ヶ組東3	5,422	2	2,454	0
21	三ヶ組南	14,997	4	7,585	2
22	三ヶ組1	5,059	0	3,168	0
23	三ヶ組2	12,863	3	7,607	2
24	上組	11,480	0	6,323	2
25	宮沢東	47,903	4	34,927	0
26	宮沢	13,771	0	12,123	0
27	西沢	9,044	1	5,534	1
28	西沢西	19,827	4	14,566	2
29	大尾沢	22,118	0	14,341	0
30	大石原	1,088	1	407	1
31	小尾沢	33,657	0	29,630	0
32	小尾沢南1	10,894	0	8,728	0
33	小尾沢南2	25,895	0	19,421	0
34	小尾沢南3	38,761	0	36,169	0
35	御馬越東1	47,383	0	46,427	0
36	御馬越東2	78,330	0	73,246	0
37	御馬越東3	74,389	0	55,247	0
38	檜俣沢北	35,398	0	29,090	0
39	野俣沢北	11,614	1	7,041	3
40	御馬越西1	45,774	0	39,313	0
41	御馬越西2	15,085	0	13,505	0
42	舟ヶ沢南1	12,813	0	5,544	0
43	舟ヶ沢南2	7,968	0	3,450	0
44	舟ヶ沢北	29,942	0	28,519	2

番号	箇所名	警戒区域面積	警戒区域内の 人家戸数	特別警戒区域 面積	特別警戒区域内 の人家戸数
45	御道開渡西	42,921	3	34,000	3
46	間登男沢北	47,591	0	35,124	0
47	曾倉沢東1	31,731	0	22,059	0
48	曾倉沢東2	70,863	7	57,636	4

土石流警戒区域、特別警戒区域

番号	箇所名	警戒区域面積	警戒区域内の 人家戸数	特別警戒区域 面積	特別警戒区域内 の人家戸数
49	間登男沢	25,267	1	6,825	0
50	ザッコ沢	40,926	2	4,991	0
51	曾倉沢	14,727	0	11,261	0
52	曾倉沢東	6,298	6	1,207	3
53	旭ヶ丘東	110,281	84	990	0
54	古川寺沢	163,621	151	4,025	1
55	芦ノ池西	36,250	3	14,824	3
56	薬師南1	23,641	10	2,053	1
57	薬師南2	25,368	11	162	0
58	光輪寺南1	19,837	10	207	0
59	光輪寺南2	25,781	9	0	0
60	上組	30,287	16	330	0
61	内山沢1	72,606	2	54,645	1
62	内山沢西1	29,135	0	0	0
63	内山沢西2	26,639	0	51	0
64	内山沢2	60,303	4	238	0
65	内山沢池ノ入	34,017	0	422	0
66	外山沢	22,960	8	0	0
67	本郷東	54,762	7	15,070	3
68	本郷西	49,752	7	15,515	4
69	宮沢	82,771	65	536	0
70	宮沢西	91,206	79	114	0
71	西沢	85,376	53	23,658	9
72	西沢西	65,555	42	553	0
73	大尾沢	11,975	0	4,526	0
74	小尾沢	11,142	0	2,620	0
75	御馬越沢東1	25,184	0	0	0
76	御馬越沢東2	7,840	0	2,395	0
77	御馬越沢	36,849	14	291	0
78	御馬越沢北1	48,639	35	2,416	0
79	御馬越沢北2	29,218	5	8,738	0

砂防指定地

番号	箇所名	面積
80	鎖川・野俣沢	56.7 h a
81	中俣沢	9.75 h a
82	檜俣沢	8.25 h a
83	舟ヶ沢	14.54 h a
84	外山沢	2.42 h a

資料 29 朝日村災害危険区域（箇所）

主要水防箇所（重要水防区域）

水防管理団体名	番号	河川名	河川管理者名	河川の種別	左右岸の別	警戒の度合	延長(m) (か所)	場所 (目標)	予 想 さ れ る 水 位 (m)	区分と 予 想 さ れ る 危 険	水防工法
朝 日 村	1	鎖川	県	一級	右	A	120 (1)	朝日橋 上下流	1.5	護岸等 の決壊	牛柵
	2	"	"	"	左	"	50(1)	曾倉沢 合流点	1.5	"	牛柵 積土俵
					右	"	50(1)				
	3	"	"	"	左	"	50(1)	舟ヶ沢 合流点	1.5	"	牛柵
					右	"	50(1)				
4	"	"	"	右	"	200 (1)	役場駐 車場横	2.0	"	"	
	計						520 (6)				

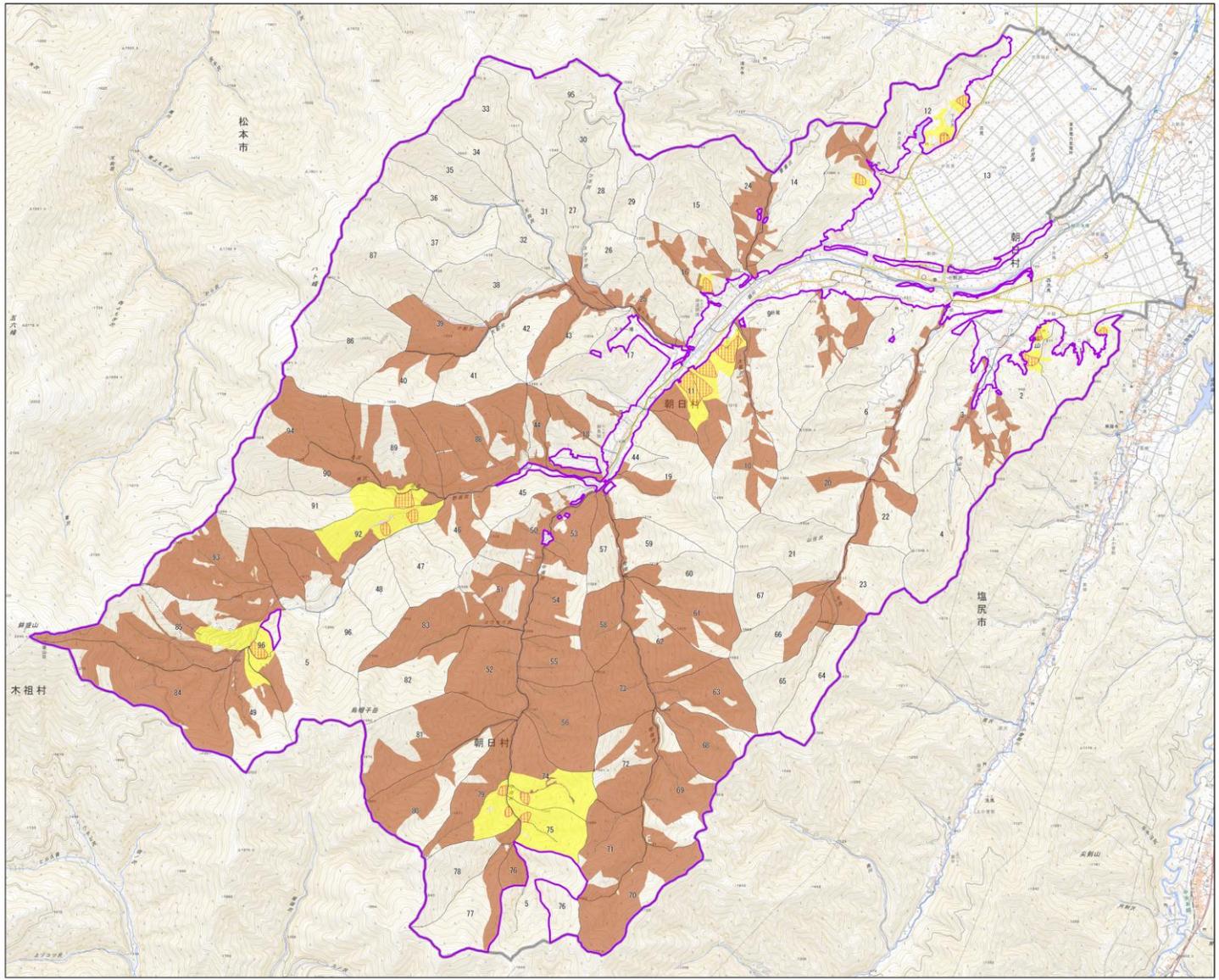
想定氾濫区域

水防管理団体	想定氾濫 区域面積 (ha)	建物			公共用施設		農地田畑 (ha)
		住居 (世帯数)	公共用 建物 (棟)	工場 その他 (棟)	道路 (m)	橋梁 (箇所)	
朝日村	94.0	91	3	10	6,200	7	59.4

資料 30 農業用排水路土砂崩壊危険箇所台帳

施設番号	箇所番号	箇所名	所在地 (大字・字)	管理者名	受益面積 (ha)	種類	延長
451001	01	大石原	大石原	針尾区	20.0	用水路	800
451001	02	北村	北村	針尾区	20.0	用水路	300
451001	03	中通	中通	針尾区	10.0	用水路	200
451001	04	下組	下組	針尾区	13.0	用水路	250
451002		曾倉沢	曾倉沢	古見区	15.0	暗渠	900
451003	01	川花見	川花見	古見区	7.0	用水路	450
451003	02	川花見	川花見	古見区	7.0	暗渠	100
451004		御馬越	御馬越	朝日村	10.0	用水路	130
451005		御道開渡	御道開渡	御道開渡地区	8.0	用水路	100
451006		新田下	新田下	新田圃場整備管理組合	12.0	排水路	900
451007	01	三ヶ組	三ヶ組	朝日村	2.5	排水路	200
451007	02	三ヶ組	三ヶ組	朝日村	2.5	暗渠	100
計	12 箇所				127.0		4,430

資料 31 山地災害危険地区



- 【凡例】
- 市町村境
 - 民有林範囲
 - 林班
 - 山地災害危険地区(指定箇所)
 - 地すべり危険地区(該当なし)
 - 山腹崩壊危険地区
 - 崩壊土砂流出危険地区
 - 山地災害危険地区(施業番号)
 - 地すべり危険地区(該当なし)
 - 山腹崩壊危険地区
 - 崩壊土砂流出危険地区

【森林経営管理法】
社会環境

山地災害危険地区図

1:20,000 0 1,000 2,000 3,000 m

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 2JHF 180」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

資料 32 土砂災害警戒区域

朝日村防災マップを参照

その他

資料 33 文化財関係

村内の県・村宝水利状況（建造物・美術工芸品を掲載）

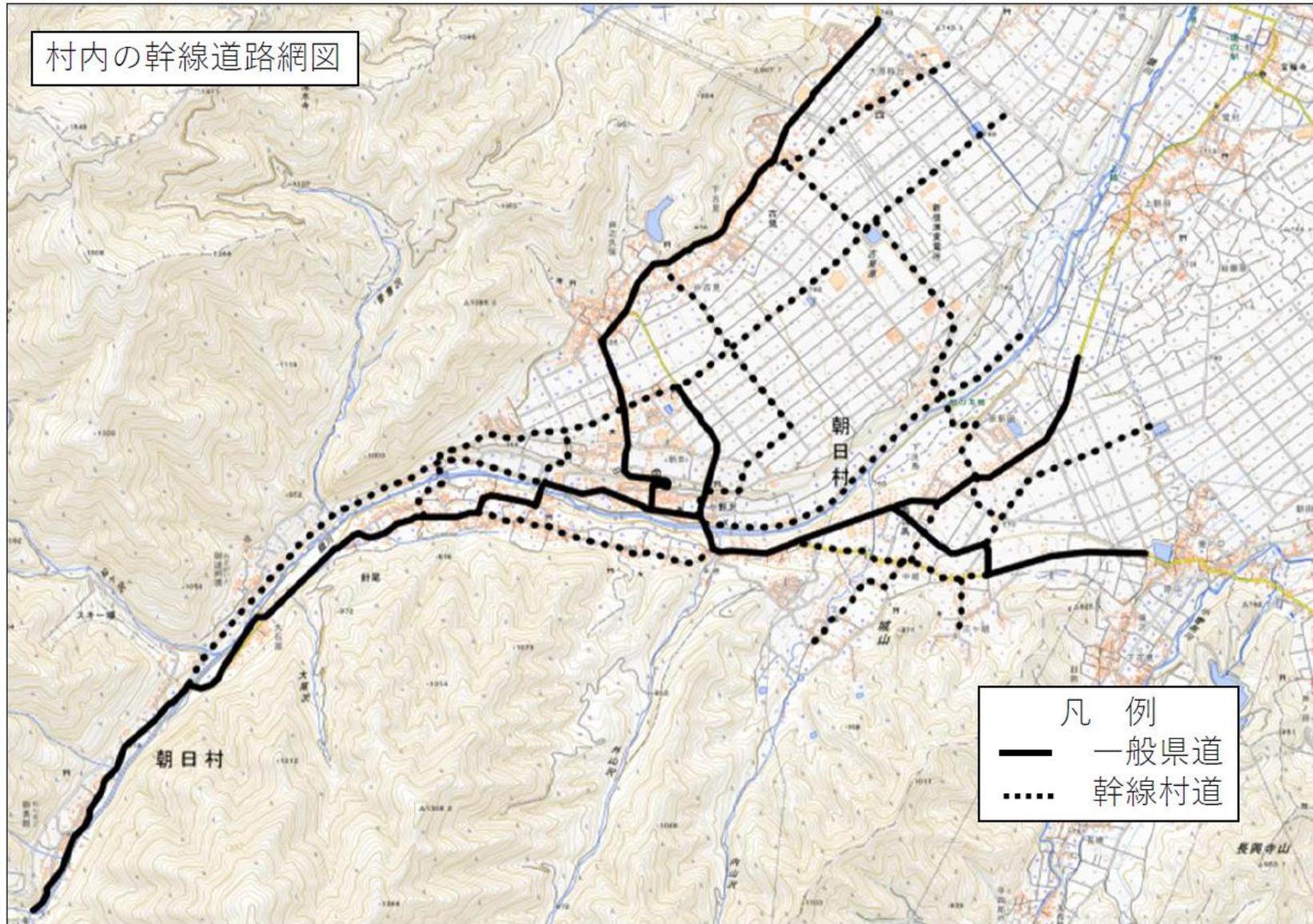
県宝

保管場所	名称	区分	指定	寸法	水利状況
光輪寺 薬師堂	光輪寺薬師堂	寺院建設	H22.3.25	建坪 280.5 m ²	●65 消火栓 1 基 池・水路
	日光菩薩像	彫刻	S 48.9.13	局 = 84 cm	
	月光菩薩像				

村宝

保管場所	名称	区分	指定	寸法	水利状況
光輪寺 薬師堂	本尊薬師如来像	彫刻	S 63.9.13	高 = 68.5 cm	●65 消火栓 1 基 池・水路
	四天王（特国天）	彫刻	S 63.9.13	高 = 164 cm	
	四天王（増長天）			高 = 154 cm	
	四天王（広目天）			高 = 173 cm	
	四天王（毘沙門天）			高 = 154 cm	
	十二神将	彫刻	S 63.9.13	各高 = 80 cm	
	本尊木造不動明王立像	彫刻	H7.1.11		
古川寺	聖観世音菩薩立像	彫刻	S 63.9.13		●65 消火栓 1 基 防火水槽
	木造不動明王立像	彫刻	H7.1.11		
	阿弥陀如来座像	彫刻	H7.1.11		
	和時計	彫刻	H5.9.10		
	小笠原秀政の制札	木製品	H7.9.22		
熱田神社	菩薩面	彫刻	H8.7.16		●65 消火栓 1 基 水路
	銅制御正体（3体）	銅製品	H8.7.16		
	銅製鰐口	銅製品	H8.7.16		
	旧熊野三社権現棟札	木製品	H8.7.16		
八幡神社	銅鏡	銅製品	H9.12.11		
個人宅 (上條孝也氏)	鉄製内耳鍋（小）	鉄製品	H12.5.19		●65 消火栓 1 基 池

資料 34 道路関係



資料 35 林野火災等災害時における水利

ため池等

番号	名 称	所 在 地	承 諾 日	使用期間
①	芦の池	古見	平成 11 年 3 月	承諾後通年
②	原新田堤	西洗馬 1218-イ	平成 12 年 1 月	承諾後通年

※林野火災等発生時における空中消火活動のための、消防水利として使用する。

緊急ヘリポート

番号	名 称	所 在 地	承 諾 日	使用期間
③	朝日村役場	古見 1555-7		承諾後通年

役場ヘリポートが使用できない場合、下記を代替ヘリポートとする。

番号	名 称	所 在 地	承 諾 日	使用期間
④	朝日村運動広場	古見 1300-1	ヘリポート指定	
⑤	鉢盛中学校グラウンド	古見 3332-5	平成 11 年 3 月	承諾後通年
⑥	朝日村ローラースケート場 及びアイススケート場	針尾 347		
⑦	朝日小学校グラウンド	古見 1265		
⑧	あさひプライムスキー場駐車 場	古見 306-1		